社会調査とデータの利用をめぐる研究倫理の動向



社会調査とデータの利用をめぐる研究倫理の問題は、調査対象者の尊厳やプライバシーの保護の問題に代表される「調査の倫理問題」と、ねつ造・改ざんなどに代表される「研究上の不正行為」の問題の2つに大分することができる。

自然科学においても、社会科学においても、学会を単位として、つまり個別のディシプリンを単位としてこれらの研究倫理の問題は認識され、さまざまな分析と対応策が講じられてきた。しかしながら、ディシプリンの垣根を超えて、そうした研究倫理の問題について論じられる機会はほとんどないようだ。結果として、多くの研究者は自分の専攻するディシプリン以外の研究倫理をめぐる議論や制度を知らない。研究倫理の問題は、ある意味タコツボ化しているのである。

本特集はこうした状況を打破すべく、社会調査データにかかわりのある複数のディシプリンについて、調査の倫理問題・研究上の不正行為をめぐる問題についての議論とその対応策を紹介していただき、ディシプリン間の相互交流をはかることを目的としている。ひろく科学全体の観点から田代氏(生命倫理・社会学)に研究倫理の問題を論じていただき、個別のディシプリンについては心理学の杉森氏、文化人類学の伊藤氏、統計学の中村氏にそれぞれ執筆いただいた。また、研究上の不正行為については稲葉(社会学)が執筆した。

研究倫理の問題についての議論は定期的に更新されてい くべきものである。その意味では『社会と調査』において、今 後ともにこのテーマが取り上げられることを望みたい。

(稲葉昭英)





研究規制政策のなかの社会調査

「研究者の自治 | から 「行政指導 | へ?----

田代志門 (昭和大学研究推進室講師)

1 指針改正の現場から

社会調査の専門家にはあまり知られていな いが、現在、日本における社会調査の規制に 関する議論は1つの節目を迎えている。とい うのも、昨年末から開始された国の検討会に おいて、行政機関が策定した研究倫理指針の 対象に、社会調査を含む人文・社会科学系の 研究を含めるかどうかが正面から議論されて いるからである。具体的にいえば、文部科学 省と厚生労働省による「疫学研究に関する倫 理指針及び臨床研究に関する倫理指針の見直 しに係る合同会議 がそれである。

「疫学研究に関する倫理指針」と「臨床研 究に関する倫理指針 | は、国内の医学系研究 を規制する指針としては、 最も基本的なもの である。前者は、文部科学省と厚生労働省が 2002 年 6 月に策定したものであり、地域の コホート研究など、主に医療機関の外部で実 施される研究を規制している。これに対して 後者は、厚生労働省が2003年7月に策定し たものであり、主に医療機関の内部で行われ る様々な研究を規制している。いずれの指針 も法的拘束力はないが、一部の科学研究費補 助金の交付条件とされており、指針違反の公 表に伴う社会的制裁も想定されるため、医学 系の研究機関では強く遵守すべきものと認識

されている。

ただしこれら2つの指針については、従来 から適用範囲の違いがわかりにくく、とくに 医療機関に所属する研究者の間で混乱を引き 起こしてきた。そのため、今回の改正では、 2つの指針を統合し、新たに包括的な研究倫 理指針を策定する方向で検討が進められてい る。その過程で、医学系以外の研究をどのよ うに扱うべきかについても議論になったので ある。実際. ある委員から示された指針構成 案においては、新たに「質的研究」というカ テゴリーが設けられ、人文・社会科学系の記 述的な研究についても指針の対象に含めるこ とが提案されている。

いずれにしても、もし社会調査が行政指針 の対象となれば、今後の社会調査の実施環境 は大きく変化することになるだろう。という のも、国内の人文・社会科学系の研究機関に おいて、外部有識者を含む委員会による研究 計画の事前審査を行っているのは、ごく一部 に限られるからである。そのため、こうした 審査がすべての社会調査に求められるとなる と、全国の研究機関において大幅な体制変更 が必要となる。また、すでに自主的に審査体 制を整備してきた研究機関においても. それ が行政指導の対象となることで、審査の性格 が変質する可能性がある。

ところで、私は元々社会学の出身であるが、

ここ 10 年ほどは医科学研究の倫理と規制に関する研究に従事していることもあり、本合同会議には研究倫理の専門家として参加している。しかし、議論の過程で社会調査に関する論点が浮上したため、急きょ社会科学分野の研究者としても発言を求められることになった。そこで以下では、当日会議で報告した内容を改めて整理して示すとともに、そこからみえてきた今後の課題についても、あわせて指摘しておきたい。

2 国内における人文・社会科学分野の 状況

🕵 学会による対応

日本における人を対象とする研究の規制は, 主に 2000 年以降に, 医学系研究に対する行 政指導に基づく指針策定というかたちで進ん できた (田代, 2010b)。そのため, 非医学系 の研究に関しては特段の規制は存在せず, こ れまで基本的には個々の学会や研究機関の自 治に委ねられてきた。

実際、一部の学会は、研究倫理の問題が社会問題化する以前から自主的にこうした問題に対応してきた。ここではその例として心理学と文化人類学についてみておきたい。日本心理学会は、1988年に倫理問題の検討を開始し、すでに91年には倫理綱領を制定している(現在は第3版)。関連学会と比較した場合、この倫理綱領は現在でも最も詳細な規定を有している。また、心理学分野ではすでに研究倫理に関連する複数の専門書が出版されており、議論蓄積も進んでいる(河原・坂上編著、2010:安藤・安藤編、2011など)。この要因としては、心理学が人文・社会科学分野のなかでも最も国際化が進んでおり、倫理審査を求める海外の学術誌等の影響を受けやすい

こと、医学系研究との距離の近さなどがある だろう。また人文・社会科学系のなかではほ ば唯一、実験研究を行うという特徴もここに は関係している。

また、文化人類学会(当時は日本民族学会)も、すでに 1988 年に研究倫理委員会を設立しており、90 年代に集中的に議論を行っている(上野・祖父江、1992;祖父江、1992)。ここでは主にアイヌ研究をはじめとした少数民族研究の問題が検討されているが、心理学会とは異なり、学会として倫理綱領を策定すること自体の是非が議論されている点が特徴的である。さらに、この委員会のなかでは、1972 年の民俗学者の宮本常一による「調査地被害」という問題提起も検討されており、研究者と調査対象者の権力関係に関する問題についても早くから意識されていたことが伺える(宮本・安渓、2008)。

ただし、こうした自主的な取組みは一部にとどまり、多くの学会が倫理問題に正面から取り組みだしたのは2000年以降になってからである。その直接の契機となったのが、2003年の日本学術会議による報告書『科学における不正行為とその防止について』の公刊である。その後、2006年に日本学術会議は「科学者の行動規範」をとりまとめ、各学会に対しても不正行為防止に関する対応を強く求めた。これを受けて、様々な学会で倫理網領の策定と倫理委員会の設立が進められ、その過程で研究対象者の人権や福祉の確保についても議論されるようになったのである。

社会調査の専門家が最も多く在籍する社会学系の学会の対応も、概ねこの時期のものであり、2000年代後半に急速に体制が整えられた。具体的には、2005年に日本社会学会において倫理綱領および倫理委員会が作られ、06年により詳細な「日本社会学会倫理綱領

にもとづく研究指針」が制定されている。い うまでもなく。この背景には2003年の社会 調查十資格認定機構(現:一般社団法人社会 調査協会)の設立がある。また関係者からは. 調査のための住民基本台帳閲覧の問題や隣接 分野や海外の学会からの影響もあったことも 指摘されている(原、2007; 長谷川、2007)。

表 研究機関による対応

以上のような学会による対応に加え、2000 年代後半には、一部の人文・社会科学系の学 部に、個々の研究計画を審査する常設の委員 会が設置されるようになってきた。これらの 委員会は学部横断的な組織となっている場合 も多く、研究機関ごとに詳細なガイドライン を設けていることもある。こうした委員会の 現状については、分野横断的な全国調査が存 在しないため実態はよくわかっていないが、 1つの参考として、日本基礎心理学会が実施 した全国調査がある(河原・坂上編著, 2010: 155-97)

この調査によれば、倫理審査の有無につい ては、組織内に審査を行う組織が「ある」と 答えたのは、教員が59.7%、学生が42.5% であり、約半数を占めている。また、自由記 載の結果からは、倫理審査の仕組みがない場 合とある場合のどちらの状況においても研究 者が困難を感じていることが伺える。具体的 にいえば、「ない」場合に、「所属学部長の承 諾書をもって倫理審査に代えている」という 回答がある一方で、「ある」場合には「倫理 審査委員会委員が心理実験の実際を知らない ためトラブルになっている」等の問題点が報 告されている。このうち後者については、社 会調査の専門家が医療機関の倫理審査委員会 に研究を申請したときにしばしば直面するの と類似のトラブルである。

ただしその一方で、とくに社会学系の議論 においては、そもそも研究計画の事前審査が 必要かどうかについて意見の一致をみていな い。むしろ現在では否定的な意見のほうが多 いと考えられる。この点に関連して提起され ている論点としては、「社会調査は医学系の 研究と同じ審査基準。同じ委員会で判断され るべきかどうか | 「調査・研究の実施による リスク(心理社会的なストレスや不快感と情報リ スク) は深刻なものかどうか | 「研究計画書 の事前審査という方式が十分に機能するかど うか | 等が挙げられる。しかし、日本では社 会調査が規制の対象になっていないこともあ り、こうした社会科学と倫理審査に関する議 論は散発的なものにとどまり、あまり掘り下 げられていない。

以上みてきたように、人文・社会科学分野 においては、学会や研究機関が中心となって 対応が進められてきた。とくに 2000 年代の 後半からは各研究機関で実際に研究を審査す る委員会が設けられているが、その実態はよ くわかっていない。そこで次節では、日本に おける今後の規制のあり方を考えるためにも. 海外における社会調査の規制動向を確認して おきたい。

3 海外の規制動向

日本においては、欧米では社会調査も医学 系研究と同様に規制されている. という理解 が示されることがあるが、それは事実ではな い。確かに、大まかな流れをみた場合には、 1990年代以降、それまでの医学系を中心と する規制枠組みに人文・社会科学分野の研究 を取り込む動きが強くなったことは事実であ る。しかし以下でみるように、近年ではむし ろ人文・社会科学分野の研究を規制対象から

外す方向での政策転換もみられる。

いずれにしても、各国とも人を対象とする研究規制の一貫性を保持しつつも、そこにどの程度人文・社会科学分野の研究を組み込むかについて苦慮しており、国ごとの違いは大きい。そこで以下では、ヨーロッパ(イギリスとフランス)とアメリカを事例として、非医学系の人を対象とする研究の規制について、ごれるの概要を確認しておきたい。

銭∃ーロッパ

紙幅の限界もあり、ヨーロッパ全域をみることは困難であるため、ここではイギリスとフランスに絞って研究規制の状況を説明する。イギリスには人を対象とする研究全般に関する法規制は存在しないが、一部の研究については、研究機関内にある倫理審査委員会ではなく、全国に約80ヵ所ある地域倫理審査委員会への申請が求められる。これら地域倫理審査委員会の運営を所管する行政機関を設置し、そこに資源を集中的に投入して審査の質の標準化と向上を図っているのがイギリスの特徴である。

社会調査に関しては、多くの研究はこうした公的倫理審査委員会に提出される必要はなく、概ね大学に設置された自主的な倫理審査委員会によって審査されている。ただし、社会調査の手法によるものであっても、国民保健サービス(National Health Service: NHS)の患者を対象とする場合など、公的な倫理審査委員会による審査が必須となる場合がある。そのため、審査を担当する委員向けの教材には、社会調査で用いられる研究手法の特徴についても盛り込まれており、委員はこうした教育を受けたうえで審査にあたっている。

フランスもイギリスと同様, 倫理審査委員会は研究機関内ではなく地域にあり, 地方圏

ごとに 40 の「人の保護委員会(Comité de Protection des Personnes:CPP)」が設置されている。また、フランスでは 2012 年に被験者保護法の大幅な改正があり、現在では社会調査の手法を用いる研究の一部もこの法律の対象になっている(橳島、2012)。ただしそれは、「生物学的または医学的な知識を深めるために」行われる場合であり、具体的にいえば、医学系の研究において社会調査の技法が用いられる場合がこれにあたる。それゆえ、フランスにおいてもイギリスと同様、一般的な社会調査は現在でも規制対象とはされていない。

銭アメリカ

以上みてきたイギリスやフランスとは異なり、アメリカの倫理審査委員会は、地域ではなく研究機関ごとに設けられている。また社会調査の扱いについてもイギリスやフランスとは対照的である。というのも、アメリカにおいては現在では多くの社会調査が規制の対象となり、倫理審査委員会を通すことが常態化しているからである。とりわけ、1990年代以降に、国による人を対象とする研究への監視体制が強化されるなかで、社会科学系の研究の倫理審査が拡大していった(武藤、2014)。それに伴い、次第に各研究機関での対応が厳格になり、社会調査であっても医学系の研究と同様に研究機関内の倫理審査委員会にかけられるようになったのである。

しかしその一方で、こうした現状は2000年代以降、自由な研究を阻害するものとして、関連学会や専門家から強く批判されるようになってきた(Schrag, 2010)。とりわけ問題になっているのが、これらの規制制定に関わる手続き上の不公正である。1970年代に規制を定める際に関与したのは、医学系の研究者

と哲学・倫理学の研究者であり、一部の心理 学者は関わっているものの、その他の社会科 学分野の研究者はこの過程に関わっていない。 というのも、規制が策定された当初、規制対 象に社会調査が含まれるかどうかは曖昧だっ たからである。それがいつの間にか規制対象 が拡大されたため、社会科学者には、一方的 に他分野の研究者からルールを押し付けられ ているという不満がある。

くわえて、社会資源の有効活用という異な る観点からも、審査対象の拡大に対する批判 が行われている。すなわち、審査対象を徒に 拡大したことによって. ほとんど研究対象者 にリスクのない研究の審査に、 貴重な審査リ ソースが浪費されるようになってしまってい るという指摘である (Emanuel and Menikoff, 2011)。これによって、ハイリスクの研究に あてる審査リソースが侵食されてしまい. 結 果として重大な見落としが生じるとすれば. 本末転倒だというわけである。この意味では. 社会調査のみならず、医学系の研究であって もリスクの低い研究は規制の対象とすべきで ないという結論が導かれる。

実際、現在進められている人を対象とする 研究に関する行政規則(「コモン・ルール」と 呼ばれる) 改訂においては、社会調査を含む リスクの低い研究に対する倫理審査を制限す るような改訂が提案されている。すなわち. その他のリスクの低い医学系の研究と合わせ て、インタビュー調査や質問紙調査を研究者 自身の判断によって一律審査免除とするとい う提案である。もしこれが実現すれば、ほと んどすべての社会調査は実質的な規制の外部 に追いやられることになる。この点で、これ まで社会調査を規制のなかに取り込もうとす る動きが強かったアメリカにおいても、人を 対象とする研究の規制と社会調査の関係は1 つの節目を迎えつつある。

4 今後の課題

3 つの提案

以上ここまで 本稿では国内外の人文・社 会科学分野における人を対象とする研究の規 制と倫理について簡単に紹介してきた。国内 では2000年代以降、各学会・各機関で対応 が進んでいるが、全国調査はなく、実態は不 明である。また、国外においては、1990年 以降にこれらの研究を医学系と同様に規制の 対象とする動きがあったが、 近年では規制対 象から外そうとする動きも出ており、引き続 きその動向を確認する必要がある。

こうした現状を踏まえ、私は会議当日に以 下のような提案を行った。第一に必要なのは、 人文・社会科学分野の学会対応や研究機関の 倫理審査に関する全国的な現状把握である。 また同時に、社会調査や実験心理の関連学会 や専門家から体系的なインプットを得ること も必要であろう。アメリカで問題になったの は、こうしたインプットがないままに一方的 にルールを決めたことにあった。

次に必要なのは、行政の策定した研究倫理 指針について、人文・社会科学分野の研究者 に対して情報提供を行うことである。現在. 非医学系の研究者の多くは指針の存在すら知 らないため、指針改正の議論にも関心をもっ ていない。有効なインプットを今後得るため にも, まずは指針の存在を知らせる必要があ る。ただしそのためには、現在の指針を見直 す際に、社会調査を実施する際にも参考とし うるような条項を策定する必要がある。現在 の指針では、インタビューや質問紙が適切に 想定されていない。そのため、現状では指針 の存在について情報提供をしても,研究者が 参考にすることは難しい。

最後に、社会調査の手法に対する倫理審査 委員会の委員教育の必要性である。すでに医 学系の研究機関でも社会調査の手法を用いた 研究は多く実施されている。しかし、基礎心 理学会の調査にもあったように、委員が研究 手法の特徴を理解していない場合には、審査 する側とされる側の間で深刻なトラブルが生 じてしまう。すでに医学部や看護学部でも、 質問紙調査のみならず、各種の質的研究が浸 透しつつある現状を考えれば、社会調査の手 法に関する委員教育は必須である。

🐉 調査倫理への体系的な取組みに向けて

以上の提案についてはとくに異論は出ず、現在は概ねこのような方針に沿ったかたちで「中間取りまとめ」が公表され、9月にはパブリックコメントが募集された。「中間取りまとめ」においては、今回は適用範囲の拡大は見送り、従来通り医学系研究に限定したかたちで運用すること、および医学系外の研究者も参照できるような指針を策定する、という方針が明記されている。もちろん、今後の検討過程で、適用範囲について再度議論になる可能性も残されている。しかし現時点では、ひとまず来年からすべての社会調査が行政指針の対象となることは回避されたように思われる。

とはいえ、今回は先送りになったとしても、次回の改正の際に社会調査の扱いについて再度議論される可能性はある。ではその際に、社会調査の専門家が研究規制の全体像を見据えつつ、有益なインプットを行うことができるだろうかと考えると、はなはだ心もとない。というのも、日本ではこうした問題に関する現状把握がされていないことに加え、そもそ

も社会調査の倫理と規制に関する専門的な研 究がほとんど蓄積されていないからだ。

実際、今回の報告にあたって、改めて国内 の調査倫理に関する論考に目を通したものの. その数の少なさもさることながら、議論の質 に疑問を感じることが度々あった。というの も、これらの論考のなかには、そもそも研究 倫理の基礎概念や国内外の規制政策について. 初歩的な事実認識を誤ったまま議論を進めて いるものが少なくないからである。また、調 査倫理に関する海外文献や他領域での議論蓄 積をほとんど無視して、調査者の経験や伝聞 にのみ基づいて議論が進められることもしば しばある。思うに、日本においては、社会調 査の倫理に関する議論は、専門的な知見を蓄 積する必要のあるものではなく、単なる個人 の「感想」や「意見」を表明する機会と捉え られているのではないだろうか。

このような状況では、仮に今後社会調査の規制について、医学系を含む他分野の研究者と議論をすることになったとしても、基本的な対話さえ成立しない恐れがある。こうした状況を回避するためにも、今後、関係学会等においては、現在よりも体系的かつ学術的なアプローチで社会調査の倫理的問題に取り組む必要があるのではないだろうか。現在の指針改正の動きが広く知られることによって、こうした試みが多少なりとも進展することを期待したい。

・1 英語圏の研究倫理の文献では、社会調査の手法を用いて人を対象とする研究が行われている分野を概ね「社会科学(social science)」という用語によって指し示す。具体的には、人類学、地理学、歴史学、政治学、社会学などが挙げられる。これに関連してしばしば問題になるのは心理学の扱いである。そのため、実験研究を含む心理学を「行動科学(behavioral science)」と呼び、上記の「社会科学」と

- は区別する場合や. 心理学を含めたすべての分野を 「行動科学」ないしは「社会・行動・教育研究 (social, behavioral, and educational research: SBER) と呼ぶ場合もある (Schrag, 2010: 3-4)。
- ・2 正式には、文部科学省科学技術・学術審議会生 命倫理・安全部会「疫学研究に関する倫理指針の見 直しに関する専門委員会」と、厚生労働省厚生科学 審議会科学技術部会「疫学研究に関する倫理指針の 見直しに係る専門委員会」および「臨床研究に関す る倫理指針の見直しに係る専門委員会 | という3つ の委員会の合同会議である。私はこのうち3番目の 委員会の委員として会議に参加している。
- ・3 国内の医学系研究に関する規制政策については、 田代 (2010a, 2010b) を参照。
- ・4 ただし、日本における倫理指針の実効性につい ては専門家の間でも見解が分かれている。田代 (2010b) を参照のこと。
- ・5 2013年4月25日に開催された第3回合同会議 における資料 4-2 (「ヒトを対象とした研究に関す る倫理指針」の骨子「提案」)を参照のこと (http://www.mhlw.go.jp/file.jsp?id=146046&name =2r98520000030eaz.pdf) o
- ・6 本会議は全体で29名の委員から構成されている。 このうち、私を含めて人文・社会科学分野の研究者 は7名であり、うち5名が法学、1名が倫理学を専 門としている。そのため私以外には社会調査を実施 する側の研究者はいない。本稿の元になった報告に ついては、第2回の合同会議における資料5(「人 文・社会科学分野における人を対象とする研究の規 制と倫理」)を参照のこと (http://www.mhlw. go.jp/file.jsp?id=145911&name=2r9852000002xa cd 1.pdf).
- ・7 日本では、「研究倫理」という用語からは不正 行為の問題が連想されることが多いが、通常英語圏 では不正行為を念頭におく場合は、「研究の公正さ (research integrity)」ないしは「責任のある研究 の実施 (responsible conduct of research)」という 表現が一般的である。これに対して本稿では、主と して人を対象とする研究において、研究者と研究対 象者や社会との間で生じる倫理的問題を扱っている。
- ・8 非医学系の研究機関における倫理審査委員会設 置の経緯については、出口(2011)を参照のこと。
- ・9 この調査は2009年に学会のメーリングリスト を通じて実施したものであり、実験心理学の研究者 (大学院生等を含む)を対象としており、644 名中 102 名から回答を得ている。
- ・10 社会調査の倫理審査について、肯定的な立場 に立つものとして、藤本(2007)が、否定的な立場 に立つものとして、長谷川(2007)がある。
- ・11 以下の記述は、私が研究分担者を務めた研究班 の成果に基づいている。詳細については、平成24

- 年度厚生労働科学研究費補助金(医療技術実用化総 合研究事業)「臨床研究に関する国内の指針と諸外 国の制度との比較」(研究代表者:藤原康弘) 総合 研究報告書を参照のこと。
- ・12 具体的にいえば、関連する6つの法律(「患者 情報コントロール規則」「医療被曝規則」「医療機器 規則」「臨床試験規則」「人組織法」「意思決定能力 法」) の対象となる研究, または国民保健サービス の患者を対象とする研究のいずれかの場合がここに 含まれる。
- ・13 このように医学医療の発展に資するという目 的の有無によって規制対象を切り分けるという発想 は、日本の倫理指針と同様である。そのためフラン スにおける社会調査の規制範囲は、法と指針という 点で拘束力に違いがあるものの、内容は日本と類似 している。
- 14 アメリカにおける規制の展開については、田 代(2011)第2章および第3章を参照のこと。
- ・15 コモン・ルール改訂の動向については、丸山 (2012)を参照のこと。
- ・16 「疫学研究に関する倫理指針及び臨床研究に関 する倫理指針の見直しに関する中間取りまとめ」に ついては、イーガブ (e-Gov) よりダウンロード可 能である (http://www.e-gov.go.jp/)。
- ・17 この点については、田代(2014)において一 部指摘した。
- ・18 こうした試みの1つとして、私がオーガナイ ザーとなり、2012年10月6日に東北社会学研究会 大会シンポジウム「社会科学と研究倫理」を実施し た。本シンポジウムの報告は、『社会学研究』93号 の特集として公刊される予定である。

文献 -

- 安藤寿康・安藤典明編, 2011, 『事例に学ぶ心理学者 のための研究倫理(第2版) ナカニシヤ出版。
- 出口弘,2011,「人を対象とする研究の倫理指針の諸 問題」『社会・経済システム』 32:14-20。
- Emanuel, E. J. and J. Menikoff, 2011, "Reforming the Regulations Governing Research with Human Subjects," The New England Journal of Medicine, 365 (12): 1145-50.
- 藤本加代,2007,「アメリカ合衆国における『IRB制 度』の構造的特徴と問題点――日本の社会科学研究 における研究対象者保護制度の構築に向けて」『先 端社会研究』6:165-88。
- 原純輔, 2007, 「社会調査活動を支えるもの」 『先端社 会研究』6:235-50。
- 長谷川公一, 2007, 「社会調査と倫理 日本社会学 会の対応と今後の課題」『先端社会研究』6:189-211
- 河原純一郎・坂上貴之編著,2010,『心理学の実験倫

理――「被験者」実験の現状と展望」勁草書房。

丸山英二、2012、「アメリカ合衆国における臨床研究 規制」『年報医事法学』27:58-69。

宮本常一・安渓遊地、2008、『調査されるという迷惑 ---フィールドに出る前に読んでおく本 | みずのわ 出版。

武藤香織, 2014, 「社会科学と IRB 制度 — 米国での 経験から何を学ぶべきか?」『社会学研究』93:29-

橳島次郎, 2012, 「フランス人対象研究法 2012 年改正 ――『臨床研究』の新たな仕分けを主眼として」『臨 床評価』40(1):71-77。

Schrag, Z. M., 2010. Ethical Imperialism: Institutional Review Boards and the Social Sciences, 1965-2009, Baltimore: Johns Hopkins University Press.

祖父江孝男, 1992, 「日本民族学会研究倫理委員会 (第2期) についての報告」 『民族学研究』 57(1): 70-91_°

田代志門, 2010a, "Unintended Consequences of 'Soft' Regulations: The Social Control of Biomedical Research in Japan," International Journal of Japanese Sociology, 19: 4-17.

—, 2010b,「医学研究規制政策の新たな展開 ---分裂から統合へ?」『保健医療社会学論集』21 $(1): 32-38_{\circ}$

----, 2011, 『研究倫理とは何か----臨床医学研 究と生命倫理」勁草書房。

──, 2014,「社会調査の『利益』とは何か── 山口一男の問題提起をめぐって」『社会学研究』 93:5-28.

上野和男·祖父江孝男, 1992, 「日本民族学会第一期 研究倫理委員会についての報告」『民族学研究』56 $(4):440-51_{\circ}$







社会調査と利益相反問題

1 降圧剤バルサルタン問題

2013年度の日本医学ジャーナリスト協会 賞がさきごろ発表された。大賞は2月に降圧 剤バルサルタンに関する様々な疑惑をスクー プした毎日新聞社科学環境部の河内敏康. 八 田浩輔の両記者であった。

降圧剤バルサルタンは製薬会社ノバルティ スファーマがディオバンという商品名で製品 化している高血圧治療薬である。バルサルタ ンには血圧を下げる効果があるだけでなく. 脳卒中を減らす効果もある. とした論文が慈 恵医大グループによって 2007 年に医学誌 『ランセット』(The Lancet) に発表された。 同誌は世界五大医学誌の1つとされるほど権 威があり(投稿論文の採択率は5%という) 医 学の世界での信用度は高い。ノバルティスフ ァーマはこの論文を自社製品の宣伝に大いに 利用した。

ところが、その後同論文は臨床試験におい てデータに操作がなされていたことが明らか になった。これは、他大学に所属する研究者 からデータに対する疑義が出されたことに端 を発している。最終的に慈恵医大はデータの 操作を認め、論文を撤回した。

もともとバルサルタンの効果についての臨 床試験には慈恵医大, 京都府立大, 千葉大,

稲葉昭英 (首都大学東京人文社会系教授)

名古屋大、滋賀医大の5大学が取り組んでい たが、それらのすべてにノバルティスファー マの社員(その後退職)が関与しており、デ ータの統計解析も担当していた。いずれもバ ルサルタンが脳卒中や狭心症. 腎機能の改善 などにも有効という。 バルサルタンの効果を 検証する臨床試験である。「効果あり」とさ れたこれらの研究 (千葉大のみは効果は報告さ れていない)に後押しされてバルサルタンは 大ヒット商品となり、2012年度の売上げは 1.083 億円にも達した。

ところが、その後データの操作は慈恵医大 グループのみならず、京都府立大、滋賀医大 のグループの論文においても見つかった(い ずれも発表した論文を撤回)。 ノバルティスフ ァーマは臨床試験を担当したこれら5大学に 総額 11 億 3.290 万円の寄付をしていたこと が明らかにされている。ノバルティスファー マはデータの操作への関与を否定するが. カ ルテとの照合によってデータの操作を検証し たところ、いずれも不一致はバルサルタンに 有利な方向に操作されていた (滋賀医大はデ ータの入力ミスの結果と主張)。以上の文脈から すれば、いかに当事者が否定しようともデー タを意図的に不正操作した疑惑はぬぐいきれ ない。

2013年10月21日付の『毎日新聞』朝刊 によれば、『ランセット』を発行する出版社 の日本支社(エルゼビア・ジャパン)がバルサルタンの広告代理業務を担っており、またノバルティスファーマから論文の別刷りの大量発注を請け負い、利益を得ていたという。なお、『ランセット』に掲載された論文のうち、別刷りの部数が多い88論文の別刷りの平均部数は12万6,350部(!)にも達し、出版社の収入は1論文当たり平均4,540万、多い場合には億を超える収入になるという。別刷りを10万部以上発注している論文のうち、7割は製薬会社が資金提供した研究であったことも明らかにされている。製薬会社は研究者のみならず、出版社とも深い関係にあることがわかる。

以上の疑惑に対して、厚生労働省は2014 年1月9日に東京地検に刑事告発を行い、今 後徹底的な捜査が行われることになっている が、少なくとも製薬会社、研究者、出版社が 互恵的な関係にあったことは間違いがない。 研究者は製薬会社から研究費や人材の支援を 受け、製薬会社はその成果を自社製品の開発 や宣伝に利用する。出版社は別刷りの販売や 広告業務によって利益をあげ、研究者は一流 誌に論文が掲載されることで業績をあげるこ とができるのみならず、科学研究費をはじめ とする研究資金の獲得においてより有利な立 場に立つことができる。いずれも、研究成果 のもつ利害関係が、研究の倫理を損ねるとい う利益相反的な関係の問題としてとらえるこ とができる。

2 科学と研究の倫理

以上の問題は、科学者の研究倫理という古 典的問題の重要性を改めて浮きぼりにする。 科学とは、真理を追究する営みであり、デー タが特定の目的のために意図的に操作される

ことは許されない。社会調査においてもその ような不正行為(利益相反的行為)は絶対に認 められない。こうした認識は、おそらく社会 調査に関係する研究者・実務家にも一様に共 有されたものだろう。研究者の世界は基本的 にすべての研究者がそうした良心の持ち主で あることを仮定して. いわば性善説に立って 運営されてきた。バルサルタンに関わる一連 の疑惑は、そうした良心に反した行為をチェ ックする制度が十分に存在しない。あるいは 機能していないことを示している。とはいえ. 研究者からの指摘に対してデータの再検証を 行い. 論文を撤回するといった研究倫理に沿 った処理がなされている点では、事後的では あるものの, 研究者コミュニティ内部に再検 証を行う制度はあるものと判断されるから. この点は評価されるべきである。

2000年に発覚した旧石器ねつ造事件(これも毎日新聞社のスクープである)はもっと深刻なものであった。この事件は、旧石器時代の石器の発掘のスペシャリストであり「神の手をもつ」とされた在野の考古学研究者が、20年以上にわたって石器のねつ造を行っていたというものである。この研究者に対する疑惑は以前から他の研究者によって指摘されていたというが、実際は20年以上放置されていたというが、実際は20年以上放置されていた。最終的には毎日新聞社が、この研究者がみずから持参した「石器」を発掘現場に埋め込む様子を撮影することに成功し、これが決定的な証拠となりねつ造が明らかにされたのである。

20年以上もねつ造が発覚しなかったため、彼の「埋めた」石器は真の石器として扱われ、これを前提に前・中期の旧石器時代の研究全体が構築されてしまった。石器が出土した「遺跡」は史跡になり、高校の教科書に掲載されたほか、町おこしにも利用され、関連の

商品が開発・販売されるまでになった。この ため、ねつ告発覚後は学問体系そのものが崩 壊しただけでなく、教科書の改訂や関連商品 の見直しまでをも巻き込んだ大事件に発展し てしまった。このケースではデータに疑義が 寄せられてもそれを検証する制度が十分に存 在せず、結果としてねつ造の事実は研究者コ ミュニティ内部では検出し得なかった。

現実には研究者コミュニティは良心的な研 究者を仮定せざるを得ない部分はあるが. し かしすべての研究者が良心的であるとは限ら ない。非良心的な研究者によってねつ造され た研究が公表され、流布されてしまえば、そ の影響は大きい。

3 社会調査と倫理問題

旧石器ねつ造事件などの重大な事件が相次 いだこともあり、日本学術会議は「学術と社 会常置委員会 | によって 2003 年 6 月に『科 学における不正行為とその防止について。 05年7月に『科学におけるミスコンダクト の現状と対策』の2つの報告書を発表する。 前者は研究上の不正行為の発生因の分析とそ の防止策について講じたもので、委員に社会 学者の塩原勉がいたこともあり、科学社会学 的な色彩の強い内容となっている。ただし全 般的に理系を念頭においた記述が中心であり. 社会調査との関連はほとんどみられない。後 者は日本学術会議に登録されている 1.481 の 学協会を対象に倫理綱領や委員会の策定・設 置状況を調査し、大半の学協会が両者ともに 未整備であることを明らかにしたうえで、倫 理綱領および行動規範の策定を提言している。

その後日本学術会議は2006年に声明『科 学者の行動規範について』を発表する。そこ では11の行動規範が示され、5「研究活動」 では「科学者は、自らの研究の立案・計画・ 申請・実施・報告などの過程において、本規 範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究・調 査データの記録保存や厳正な取扱いを徹底し. ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を為さ ず、また加担しない」、11「利益相反」では 「科学者は、自らの研究、審査、評価、判断 などにおいて、個人と組織、あるいは異なる 組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公 共性に配慮しつつ適切に対応する | などの倫 理規範が明記された。

こうした動向を受け、日本社会学会も日本 社会学会倫理綱領 (2005年10月22日施行) お よび同綱領にもとづく研究指針(2006年10月 28日施行)を策定する。前者は9条からなり、 社会調査の倫理については「プライバシーの 保護と人権の尊重 | として述べられている。 後者は社会調査における調査対象者への倫理 規範に大きな比重をおいて構成されている。

このように、社会調査における倫理問題は 主として調査対象者に対する倫理を中心にこ れまで議論されてきた。この問題はもちろん 重要であり、『社会学評論』第53巻第4号の 特集「社会調査――その困難をこえて」 (2003年), 『社会と調査』第11号 (2013年) の小特集「フィールドワークにおける倫理問 題」はそうした問題に対して研究者コミュニ ティが寄せる関心が少なくないことを示して いる。しかし、一方でバルサルタン事件にみ られるような、利益相反的行為を中心とした 研究者コミュニティに対する倫理問題につい ては、社会調査固有の問題とはいえないため か、それほど論じられてこなかったように思 われる。

理系の実験的研究がそうであるように、社 会調査データにおいても自分で採取する一次 データに関しては研究者が操作することはで きる。理系の研究は一般に再現性が高く、再 試・追試によって操作の有無を明らかにする ことが可能であると考えられているが、実際 には再試・追試は簡単ではなく、しばしば研 究者と告発者が泥仕合になることも多いとい う(日本学術会議学術と社会常置委員会, 2003)。

社会調査データの場合、とくに質的な研究ではデータを採取した研究者以外の者が追試や再試をすることは簡単ではない。次善の方法ではあるが、フィールドノートを公表したり、質的データをアーカイブ化する動きも徐々に生まれているが(武田、2009)、質的研究においてはこの問題への対応が構造的に難しいことはいうまでもない。

計量的な研究、とくに公共利用データを用いた二次分析については、データが公開されている分、データに対する操作の有無は容易に確認することができると考えられているが、それでも完全に再現することは難しいようだ(板倉・尾崎、2002)。このように研究結果を再現することは簡単ではないうえに、研究者が特定の研究に対して疑義を示すという行為自体も大きなエネルギーと覚悟とを必要とする。

ところで、社会調査においても利益相反的 行為をもたらすような利害は存在するのだろ うか。まず想起されるのは企業からの委託研 究である。この点は「日本社会学会倫理綱領 にもとづく研究指針」にも言及があるが、そ こでの言及は研究者と委託者の間のトラブル に関する注意が主であるようだ。しかし、私 は、近年ではいわゆる政策と連携した研究、 政策推進を目的とした研究(政策誘導型研究と いうべきか)が最も憂慮すべき対象ではない かと考えている。とくに目につくのは、一般 化が難しいようなモニター調査などの有意抽 出標本を使って、あたかも示された結果が一 般的であるかのように語る言説や論稿の多さ である(これらに社会学や経済学の専門研究者が関与していることも多い)。場合によっては「無作為抽出標本といっても回収率が低く、非標本誤差が大きいため、モニター調査などの有意抽出標本に対して優位性は認められない」といった類の主張が展開される(いうまでもなく、だからといって有意抽出標本の結果が一般化できることにはならない)。そして、そうした分析結果が特定の政策を導入することの有効性を主張するために用いられることが少なからずある。

これらの研究はデータをねつ造しているわけではないだろうが、共変量の統制を十分に行わずに、最も政策に都合のよい結果を発表していることも多い。あるいは、特定の結果を得るために、最もその結果が得られやすい有意抽出標本を対象に調査を実施している可能性も否定はできない。そうであれば、明らかな不正とはいえなくとも、倫理的に正しいとはいえない。こうした研究はかえって本来有効かもしれない政策の効果にいらぬ疑いをかけるだけでなく、正当な研究への評価を低める材料にすらなってしまう。

かつて赤川学 (2004) は少子化政策に関わる経験的研究の問題点を指摘した。彼の主張はその表現が強烈であったために曲解された部分があるが、政策誘導型研究の問題点を指摘したという点で評価されるべきものであると私は考えている。いうまでもないことだが、社会調査研究者は「科学者の社会的責任」と無縁ではないのである。

4 研究者コミュニティと倫理問題

もちろん,「トンデモ」論稿や言説をはね つけるために,査読制のある学術誌が存在す る。しかし,現実にはこうした政策誘導型研 究に関する情報の多くは学術誌以外の媒体で発表されている。マスコミへのプレス発表などによって、研究者コミュニティでの周知よりもマスコミの報道のほうが先行することも多い。インターネット環境の伸展に伴い、Web 上で研究成果を公表するかたちも多くとられている。

いったん社会に向けて発信された情報に対処することは難しい。研究者コミュニティにおいて、こうした情報は批判されるというよりは黙殺されることがほとんどだが、学術誌以上にこれらの情報のほうが社会的影響力をもってしまうこともある。この場合、研究者にはそうした情報に対する異議申し立てを行うことが求められる。あたりまえのことだが、研究者は、研究者コミュニティ内部で研究の真偽を議論するだけではなく、社会に流布する言説にも責任をもたねばならないのである。疑義のある調査結果に研究者コミュニティが声を上げないことは、旧石器ねつ造事件に疑問を感じながら黙殺を続けた研究者たちの行為と等しい。

しかし、そうはいっても個々の研究者がそこまでの行動をとることは、かなりのエネルギーと覚悟を必要とする。事前にこうした情報の流布を防止できれば、それに越したことはない。そのための方法の1つは、前述の議論と矛盾するようだが学術誌の知名度と権威を確立し、そこを情報の発信拠点とすることである。その学術誌に掲載された論文なら信頼できる、という品質保証が可能だからだ(『ランセット』はそれゆえに利用されたわけだが、それゆえに疑義が早期に示されたといえる)。

結局はそれが学協会の社会的機能の1つであるが、私の専攻する社会学に関していえば、専門誌の権威の確立度は高いとはいえないように思われる。査読論文よりも著作が評価さ

れる傾向は厳然として存在するように思われ るし、日本社会学会の機関誌『社会学評論』 の投稿論文を計量的に分析した齋藤圭介 (2012) が指摘するように、多くの若手研究 者はテニュア (終身被雇用権) 獲得前までは 投稿論文に必死に取り組むが、テニュアを獲 得するとその傾向は圧倒的に弱まり、学内紀 要などに論文を発表するようになる傾向は否 定できない。少なくとも、社会調査データを 扱う論稿に関しては、 査読論文に最大の評価 を与えるような文化. およびテニュアを取得 した研究者も杳読論文を定期的に発表するこ とが求められるような文化を根気強く作って いかねば、「トンデモ」論稿や言説の発生は 防ぎ得ない。その意味では中堅・ベテランの 研究者が率先してこうした文化を作る運動を 展開することが求められる。

5 倫理問題への対応機関

とはいえバルサルタン事件が示しているように、学術誌がいくら査読制度を厳密に適用したとしても、研究者の良心に反した行為が完全に把握できるわけではない。そうであれば、われわれにできることは少なくとも事後的に問題が指摘された場合に、再検証を行う制度・機関を作ることである。そうした制度や機関の存在によって、こうした問題の発生を抑止することもできるだろう。アメリカには研究厚生局(Office of Research Integrity: ORI)という公的機関が存在し、不正行為の監視や審査を行っている。

バルサルタン事件では、大学の調査委員会がこの役割を担っていた。医学系では早くから研究計画を学内の倫理委員会(研究倫理委員会等、いくつかの名称があるが以下倫理委員会とする)に提出し、審査を受けることが制度

化されている。これらの倫理審査はとりわけ、遺伝子や生命を操作することの倫理性や、被験者や患者の権利を尊重する倫理性を中心に行われてきた。こうした研究倫理の問題ももちろん重要である。しかし、同様に不正なデータの操作があった場合にも対応する体制は不可欠だろう(こうした体制についての議論は、日本学術会議学術と社会常置委員会〔2003〕に詳しい)。なお、倫理委員会と調査委員会は形式的には別組織であるが、研究計画の審査や承認とその後の倫理問題は密接に関連するため、実際には倫理委員会内に調査委員会が作られることが多いようだ。

社会調査に関するデータの不正操作に関す る事例を私は知らない。しかし、社会調査に おいては、そもそも研究計画の倫理審査を受 けていないと思われる研究も多い。医学部や 理学部を学内に有する大学では、これらの学 部が先導するかたちで学内に倫理委員会が組 織され、社会科学系の研究でもそうした機関 に倫理審査を申請しなくてはならないことが 多い。しかし、こうした大学は多分野の専門 研究者が構成員であるような規模の大きな少 数の大学に限られ、所属大学によっては倫理 審査を受けられない研究者も少なくない。大 学に所属しない在野の研究者の場合には、そ もそも審査を受ける機会が最初から存在しな い。これらの問題はけっして小さなものでは ないだろう。

大学以外の場所に、社会調査の研究倫理審査という「調査対象者に対する倫理の事前チェック」と同時に、事後的に発生した倫理問題への対応を担う機関を設けるとするなら、それは社会調査に従事する研究者の多くが所属する学協会しかないのではないか。日本社会学会についていえば倫理委員会が存在するが、現状ではハラスメント問題への対応が管

轄する事項の中心であり、社会調査に関する 事案はこれまではほとんど扱われてはいない。 社会調査に関わるすべての研究者・実務者へ の機会を保障するという観点に立てば、社会 調査協会にこそそうした役割が求められるの かもしれない。

注。

- ·1 バルサルタン事件の経緯などの情報は主として 『毎日新聞』の報道に準拠している。
- ・2 旧石器ねつ造事件に関する情報は『毎日新聞』 の報道および毎日新聞旧石器遺跡取材班 (2002) に 準拠している。
- ・3 質的研究データのアーカイブについては、東京 大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイ ブ研究センターの翻訳による『データの管理と共 有』がイギリスの情報を詳細に翻訳しており、有用 である。
- ・4 こうした政策誘導型研究が委託研究に含まれるかどうかは、委託研究の定義にもよる。一般に委託研究とされるものは、一定の条件で研究経費を委託され、使用する業務委託契約を結んだ研究であることが多いため、研究者がアドバイザーとして関与するような研究は必ずしも委託研究の範囲には含まれない。
- ・5 利益相反的行為に関する事項は「日本社会学会 倫理綱領にもとづく研究指針」では「1 研究と調査 における基本的配慮事項」として「(7) データの扱 い方」中に、「偽造・ねつ造・改ざんの禁止」が明 記されている。また「5 研究資金の取扱と委託研究 への対応」の中に「(2)委託研究への対応」として、 「報告書の内容などに関して委託を受けた研究者の 主体性が極力守られるように留意しましょう」とい う一文がある。

拉女

赤川学,2004,『子どもが減って何が悪いか!』 筑摩 書房。

板倉宏昭・尾崎万枝, 2002, 「二次分析における再現 可能性」『理論と方法』17 (1):41-51。

毎日新聞旧石器遺跡取材班,2002,『旧石器発掘捏造 のすべて』毎日新聞社。

齋藤圭介,2012,「データから見る『社会学評論』 ――投稿動向と査読動向を中心に」社会学評論編集 委員会報告書『「社会学評論」の現状と課題』日本 社会学会編集委員会,5-26頁。

武田尚子,2009,『質的調査データの2次分析――イギリスの格差拡大プロセスの分析視角』ハーベスト

Van den Eyden, V. L. Corti, M. Woollard, L. Bishop and L. Horton, 2011, Managing and sharing data: Best practice for researcher, 3rd ed., Essex: UK Data Archive. (東京大学社会科学研究 所附属社会調査・データアーカイブ研究センター, 2013, 『データの管理と共有——研究者向け最良事 例, 第3版』。)

参照 URL

- 日本学術会議, 2006, 『声明科学者の行動規範につい て』(2013 年 11 月 30 日 取 得, http://www.scj. go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-s3.pdf) o
- 日本学術会議学術と社会常置委員会,2003,『科学に おける不正行為とその防止について』(2013年11月 20 日取得, http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/ 18youshi/1823.html)_o

-, 2005, 『科学におけるミスコンダクトの現 状と対策』(2013年11月20日取得, http://www. scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-19-t1031-8.pdf)。





特集論文

3

心理学における研究倫理の動向

1 はじめに

研究・実践倫理は、研究者や実践者、研究 参加者やクライアント、研究成果の受け手を はじめとした。研究に何らかのかたちで関わ る人々がいずれも気持ちよく過ごせるために ある。したがって、これらの関係者のいずれ かに対するリスクや侵害の程度に比例して. 倫理問題が大きくなる。社会心理学やパーソ ナリティ心理学をはじめとして、社会調査法 や質問紙法、心理尺度は様々な分野で非常に よく用いられている。しかしながら、必ずし も社会調査法や質問紙法にまつわる倫理問題 が心理学の研究倫理や実践倫理における最も 重い検討事項であるとは限らない。なぜなら. 社会調査法や質問紙法のリスクが問題となる のはたとえば、「1つの論文にまとめられる 調査結果を複数の論文に分割する」という論 文投稿時の倫理や、「答えたくない内容につ いて聞かれたときなどは、回答者が回答を中 断してもよいといわれたのに、実際に中断し たらいやな顔をされた | という実施時の倫理 などであるからである。

他方,心理学には社会調査法や質問紙法の ほかにも,実験法,観察法,面接法,質的研 究法など,様々な方法や,心理臨床やカウン セリングの実践もあり,それらにおいて生じ 杉森伸吉 (東京学芸大学総合教育科学系教授)

うるリスクや侵害の程度のほうが、社会調査 法や質問紙法における問題よりも大きいと思 われることも多い。たとえば、心理臨床の実 践過程では、クライエントへの対応次第では 自殺者が出ることもあり得る。また、観察法 に関しては、観察されていることを知られる と自然な行動が出なくなるために、事後承諾 のかたちをとることも多く、知らない間に観 察されていることの問題も、かつてはあった (現在ではインフォームド・コンセントをとること が一般的である)。また、実験法においては、 動物実験の倫理的問題。 ジンバルド (P. Zimbardo) によるスタンフォード刑務所実験 や、ミルグラム (S. Milgram) による服従実 験などが倫理問題を含むとされ議論を呼んだ こともある。そのほかにも参加者の自然な行 動をみるためのディセプション(実際と異な る目的を告げる)とディブリーフィング(事後 に実験の真意を説明して事後承諾をとること)の あり方をめぐる問題などは、様々な研究法に 関連するものである。そこで、心理学におけ る倫理についてその成り立ちや現状などを紹 介するために、社会調査法や質問紙法も含め たかたちで、研究法や実践全般を視野に入れ て紹介したい。

心理学の世界で、最も早期に倫理規定を作ったのは、アメリカ心理学会(American Psychological Association: 以後、APA)であろ

う。日本心理学会も他国の心理学会も、APAの影響を少なからず受けており、APAでの最新改訂を受けて、倫理ガイドラインを作成する国が多い。そこで、APAにおける倫理ガイドラインなどの成立について詳細に概観したSabourin(1999)の優れた報告についてまず紹介し、日本での倫理制度の動向について触れたい。その後、私たちがわが国で行った心理学者と心理学専攻の学生の倫理観の調査結果などについても紹介する。

2 APA における研究倫理の成立と 日本における動向

専門職の分野では、独自の倫理規準をもつことが、その独立性を保障するための1つの条件となる。APA における倫理制度の成立過程をみると、まず専門職としての自律性を確保するために倫理問題を検討する臨時組織を作る必要性が生じ、その後、専門的に倫理問題を担当する常置委員会が設置され、さらにそののち倫理綱領(大方針)や倫理コード(個別具体的な指針)が整備される、という段階を経ていることがわかる。

臨時委員会(CSPE)の試行的設置 (1938~40年)

APA が結成されたのは、今から 120 年あまり前の 19世紀末、1892 年であった。それから半世紀近くが過ぎた 46 年後の 1938 年に、「倫理規定を設ける機会」を設けるかどうかを探ることを決め、そのために臨時の委員会として「学問および職業上の倫理に関する委員会(Committee on Scientific and Professional Ethics:以後、CSPE)」を組織した。この臨時委員会の本来の任務は、「会員と準会員の手引きとなるような目的で倫理規定を起草すべきかどうかを検討すること」であった。1940

年に、この委員会は、①完全で厳格な規定を制定するのは現時点では時期尚早であること、②非倫理的行為についての申し立てが委員会に数件あり、対処する権限は委員会にはなかったが適宜対処したこと、③ APA に常置委員会を設置すること、などを述べた報告書を提出した。この②にある、非倫理的行為についての申し立てに対する委員会の私的で非公式的な対処は、明らかによい結果をもたらしたと評価されている。この CSPE は、臨時委員会としての役割を終えた後も、非倫理的行為に関する申し立てを処理するなど倫理全般を担う常置委員会となり存続した。

CSPE の常置委員会化(1940~47年) 経験値の蓄積

前項で紹介した臨時委員会 (CSPE) は 1938 年から 40 年までの 2 年しか存在しなか ったが、40年に常置委員会に格上げされ、 倫理問題に関する全権を委ねられた (Olson, 1940)。ゴードン・オルポートが初代の委員 長となった常置委員会としての CSPE は、 APA の会員による非倫理的行為に対する苦 情を調査し問題を解決することも専門とし、 その後1947年までの7年間、この任務を遂 行した。その間に、APA 評議員会に報告書 (APA, 1947) を一通提出し、その中で、こ の常置委員会は申し立てられた非倫理的行為 を略式に処理しつつ、学問的・職業的な倫理 規定について最終的な準備をするために数々 の提案を収集したことに触れている。この委 員会は、その前の臨時委員会による、倫理規 準集を作ることは時期尚早であるという見解 とは異なり、サイコロジスト(とりわけ相談 や臨床の業務にたずさわる者) の手引きとなる 規準集の作成に向けた作業を急ぐべきだとい う見解をもっていた。ただし、完全で厳格な

規定を作成するのは現実的ではないし、望ま しくもないと考えていた。そういった完全な ものを作るひとつ前の段階として、手引きと なる何らかの綱領を規定する機は熟している という判断であった。なぜなら、この常置委 員会が経験した倫理的問題はまだ非常に限定 された範囲のもの(営業広告についてなど)で あり、心理学における倫理的問題の全貌を俯 瞰するほどの経験値が蓄積されていなかった からである。しかし、これら特定の限定され た範囲の問題に関しては、APA の方針に関 して会員からたくさんの質問を受けたにもか かわらず. 明文化された指針がないために恣 意的に助言を行わねばならなかったのである。 そうした状態について、報告書は、「現在の 明文化されていない規定は貧弱であいまいで あり、満足のいくものではない | (APA. 1947:489) と述べ、心理学の専門的業務に関 する規定作成のための任務に代表委員会を1 つ充てるべきだと強く勧告している。まだこ の段階では、APA の中枢部も、かなりの手 間暇をかけてまでして、詳細な規準集を作る ことには積極的ではなかった (Hobbs, 1948)。

🐉 倫理規準制定の準備段階

APAの中枢部の方針を変え、独自の規定を作成する作業にとりかかるようになった背景には、心理学の臨床場面および組織への応用が、第二次世界大戦後に急速に発展し、現場のニーズが高まったことがあった。こうした急速な発展に伴い、倫理に関わることを判断しなければならないのに、それに必要な手引きが存在しないという状況に個々の職業的サイコロジストが悩まされ、明文化された規準集の必要性を感じているという事実をAPAが認めたのである。しかしこの段階では、すぐに完全なものを作るのではなく、必

要に応じて徐々に実際的な綱領・規準を規定 するということになった。1948年の論文で、 後に APA の最初の倫理規定の主たる起草者 となるニコラス・ホッブスは、次のように述 べている。「専門的一体感と職業的自尊心が サイコロジストの間で徐々に高まってきてい る。サイコロジストは、集団として、集団の メンバーの大いなる努力を奨励し、一般の 人々の福祉を保証し、関連職との健全な関係 を促進し、集団間の誤解を低減し、サイコロ ジスト集団全体の専門的地位向上を目的とし た、職業実務のための規準制定の必要性を感 じている。倫理規定には、個人としてだけで はなく、集団としての要求があるのである| (Hobbs, 1948:80)。同じ論文で彼は、こう付 け加えている。「サイコロジストの資格と免 許の問題に取り組んでいる人々は、倫理的慣 習についての規定が公式化されていることが. サイコロジストたちを専門職としての地位を 有した集団として受け入れてもらいやすくす るために意義があるのだ、としばしば指摘し てきた | (Ibid.: 81)。この2年前にも、次の ような意見があった。「純粋で実用的な倫理 規定は要求だけではなく. 1つの哲学からも 生じている。倫理とは共通に認められた価値 の体系に基づく行動綱領であって、受け入れ 可能な規定に向けての進展を望む前に、こう した綱領や価値観についての合意が達成され るべきである」(Ibid.)。このように、最初の 規定が起草された背景には、純粋な意図以外 にも様々な動機があったのである。社会の発 展や、学問・研究の世界と職業の世界との緊 張を緩和しよう、という望みなどもそうであ る (Canter et al., 1994)。

規定作成専門委員会(CESP)による 倫理規定の制定(1953年)

「学問および職業上の倫理に関する委員会 (Committee on Scientific and Professional Ethics: CSPE)」は、先述の通り 1940年に常置委員会となり、非倫理的行為に対する申し立てを調査することを専門とする委員会としてその業務を続け、51年の規則改訂によって名称変更し、「学問および職業上の倫理と行為に関する委員会 (Committee on Scientific and Professional Ethics and Conduct: CSPEC)」として知られるようになった。

一方. CSPE の勧告の後. APA は 1947 年 に、「サイコロジストのための倫理規準に関 する委員会 (Committee on Ethical Standards for Psychologists:以後、CESP) | を設置した。 委員長はエドワード・C.トールマンであり、 1949 年にホッブスがその後を継いだ。この 委員会はそれまでのものとは異なり、 倫理規 定の起草のみを目的としたものであった。そ のために、APA の会員(1948年当時約7,500 名)に「倫理に関わるような決定をする状況 のうち、直接経験したものを記述し、そこに 含まれる倫理的問題……を述べる | (APA, 1953a: p. vi, in Canter et al., 1994) ことを求 めるという関連事例方式 (critical-incident method) を用いた。この経験的方法は、莫大 な作業を必要とした。実際,事例の収集に2, 3年を要し、1953年に倫理規定を制定するま で4年を要した。それでも、委員会は、当時 存在していたほとんどの規定を起草する際に 用いられていた通常の方法である「安楽椅子 (arm-chair) | アプローチよりも、この方式が ふさわしいと判断したのである。

Hobbs (1948) は心理学の倫理規定を起草するに当たり、「安楽椅子」アプローチではなく関連事例方式をとった理由についても述べている。「安楽椅子」アプローチは、他分野がもつ既存の倫理規定をベースとして参照

し、心理学に関連する部分をピックアップし、 不足な部分を補って文面を起草し、経験豊富 な専門家の助言を受け、会員に承認を求める という手順でなされる。この方法は手間がか からないため、好まれるやり方である。

これに対し、非常に経験主義的である関連 事例方式は、具体的な問題に即して規定を作 成するために現実対応性が高いとともに、公 開性ということでも特徴づけられる。なぜな ら、倫理問題に関する事例の提供を全会員に 呼びかけることで、すべてのサイコロジスト の幅広い参加をもたらすからである。この手 続きは非常に手間暇がかかるが、個々のサイ コロジストが最終結果(実際の規定)を検証 しやすくする可能性をもっている。後に、ホ ッブス委員会として知られるようになった CESPが自ら作成し準拠した実際の基準は、 次の16項目の内容からなる。

- (1) 規定は心理学における最も倫理的な 慣習を表したものであること
- (2) 経験に基づいた規定であること
- (3) 価値観を明白に反映したもので、具体的状況における現在の慣習を示すこと
- (4) できるだけ多くのサイコロジストの 参加があること
- (5) 具体的な言葉で文章化されていること
- (6) サイコロジストが業務で出合う重要 な状況をすべてカバーすること
- (7) 心理学の諸分野で働くすべての人の 要求に合致していること
- (8) サイコロジストでない人々を啓発す る文章であること
- (9) 各サイコロジストが、個人的な行為 規準と専門上の行為規準の関係を明ら かにする助けになること

- (10) 簡明かつ格調高い言葉で書かれていること
- (11) 規定を改定する準備があること
- (12) 各項目について、会員が承認していること
- (13) 慎重に計画された教育プログラムで 補われること
- (14) 事例に関する情報収集は引き続き行うこと
- (15) 規定への違反についての調査や、違 反者への処罰のための対策があること
- (16) 規定の有効性を検証するための研究を行う準備がなされること

この経験的方法を用い CESP は最初の APA 倫理規定を作り上げた。それは「サイコロジストのための倫理規準 (Ethical Standards for Psychologists)」と名づけられ、1952 年に採用され、53 年に出版された。171ページからなるこの規定は、6つの大きなカテゴリーからなり、162 の綱領と 148 の下位綱領、合計 310 の規則でできている。また、手早く全体が概観できるように 19ページの要約 (APA, 1953b) も作られ、それは会員や他の専門職や一般の人々にも入手可能となった。

こうして APA は、倫理規定を作る機会を 設けるかを検討する委員会の設立 (1938年) から倫理規定の出版 (1953年) まで、15年を かけて到達したのである。

🟂 倫理規定の改訂と日本の動向

APA はその後、改訂を繰り返し、1992 年に第 10 改訂版となる「サイコロジストのための倫理綱領および行為規範 (Ethical Principles of Psychologists and Code of Conduct)」が出され、日本心理学会も同名で4年後に翻訳書を出版している (APA, 1992;

冨田・深澤訳、1996)。

また、日本発達心理学会も、独自のガイド ラインを作成している(古澤ほか編著, 2000)。 日本では1990年代の頃から倫理をめぐる 動向が活発化してきたといってもよいだろう。 若島ほか (2009) は、国内の心理学関連の 12 学会(日本心理学会,日本心理臨床学会,日本教 育心理学会, 日本社会心理学会, 日本発達心理学 会. 日本児童青年精神医学会. 日本人間性心理学 会、日本コミュニティ心理学会、日本パーソナリ ティ心理学会、日本認知心理学会、日本グルー プ・ダイナミックス学会、日本ブリーフサイコセ ラピー学会)の研究倫理について調べている。 この研究では、各学会の研究倫理に関する項 目を、研究の段階などにより5つの大きなカ テゴリ (研究者としての基本姿勢, 研究計画立案 時の倫理, 研究遂行時の倫理, 研究成果の公表に 関する倫理、データベースに関する倫理) に分け て. さらに細分化した37の項目について. どの学会がどの程度規定などを設けているか 検討している。その結果、日本心理学会は 37項目中34項目を満たしており(アメリカ の倫理綱領などにも準拠しているため),次に日 本発達心理学会が22項目、日本心理臨床学 会. 日本教育心理学会. 日本社会心理学会が

はないかと考えられる。他方、論文投稿時の

14 項目程度. その他の学会が 10 未満の項目

を満たしていた。ただし、ガイドラインや綱

領を設けている学会は項目を満たす率が高く

なるものの. すべての学会が綱領を設ければ

倫理チェックは学会ごとに必要であろう。実際に、日本心理学会、日本社会心理学会、日本社会心理学会、日本教育心理学会などでも、投稿時に倫理的な問題をクリアしているかをチェックするためのリストを作成しており、こうした動きはさらに強まるであろう。

3 心理学者と学生の倫理意識 (調査結果)

日本パーソナリティ心理学会(当時は日本 性格心理学会)は、2001年4月に研究倫理ガ イドライン検討特別小委員会を発足させた。 このとき私は機関誌の副編集委員長として. 当委員会に参加した。当時は日本心理学会や 日本発達心理学会でも倫理綱領があったため. 混乱を避ける意味でも倫理綱領を作ることは やめ、その代わりに「心理学者と心理学専攻 学生の倫理観を調査する」こととした。こう した取組みは、前節にあげた事例関連方式に 該当するといえるだろう。ここでは調査の動 機となった認識や、調査の目的、ならびに手 続きや結果の概要について述べたい。なお. 当委員会では、実際に倫理判断に迷ってしま う実践的場面を取り上げ、どうすべきかを読 者とともに考えるための本も出版しており. そのなかにも調査結果が紹介されているので. 興味をお持ちの方々は、ご参照いただければ 幸いである (安藤・安藤編, 2005)。

調査の動機を構成する認識的背景研究倫理のトレード・オフと相対性

研究の倫理性を追求しようとするとき、多くは「こちらを立てればあちらが立たず」というトレード・オフの問題に直面する。そこが倫理問題の難しいところである。たとえば、インフォームド・コンセントを十分行うなかで、研究の真の目的まで伝えてしまえば、参

加者のなかに構えや反応バイアスが生じてし まい、「純粋な」データが得られなくなると いうトレード・オフがある。そのため、事後 説明(ディブリーフィング)を行うことを前提 に. 真ではない目的を伝えるディセプション を行うことが、認知心理学、発達心理学、社 会心理学の実験や調査などでは頻繁にある。 また. 外国の研究者が作成し公表した尺度を 翻訳して使用する際、本人の許可を得る時間 的コストを節約するために、そのまま訳す場 合も多いようだ。この場合も研究速度(にお ける時間的コスト)と研究マナーのトレード・ オフの問題が背景にある。事例研究の場合も. 詳細な報告は読者に多くの有益な情報を伝え るが、同時に個人が特定される可能性が増す という. プライバシー保護と公益性のトレー ド・オフが存在する。研究の客観性確保と参 加者の非人格化、研究の有用性と参加者に与 える苦痛、などのトレード・オフも存在する。

トレード・オフの問題をどう解決するかの 判断は、社会的合意に基づくべきであり、社 会的合意は、社会の構成員の意見分布に影響 されるものである。この意見分布も、明らか に非倫理的な場合を除き、時代や文化、成員 により異なる相対的なものである。たとえば、 倫理的寛容さには、かなり寛容な人からかな り厳格な人まで、大きな個人差があることは 経験的にも周知のことであろう。

倫理というと道徳的に正しい「正解」があるかのような先入観もある。しかし、少し考えてみると、こうした先入観の誤りに気づく。なぜなら、倫理的か否かの判断基準は時代や人によって相対的に異なるからである。集団のなかで、より正しいとされる倫理的判断は、より多くの成員が正しいと感じる見解に他ならないであろう。そこで私たちは「倫理的判断の意見分布はどのようになっているのだろ

うか?」という疑問をもった。一般に、倫理 的な判断基準について、他人と話し合う機会 も少なく、自分の倫理観が「厳格⇔寛容」の 次元上のどの辺りにあるのかを知る機会も少 ない。自分の見解の相対的位置づけを知るこ とは、各人が倫理的問題を自覚的に考えるう えで、貴重な判断基準を提供するであろう。

№ 研究倫理観を研究する3つの目的

研究倫理観を研究する目的は3つある。1 つめは、研究参加者を無用のストレスなどから保護すること、2つめは、研究者自身を保護すること、3つめは、前項で述べたように意見分布を把握することで、各人が自分の位置づけを知れるようにすることである。

近年多くの領域で、専門家バッシングが盛 んだ。このことは、研究倫理問題への関心の 高さと無縁ではなかろう。つまり、専門家と いうだけで尊敬と保護を獲得できた時代から. 専門家が市民へのサービス提供者と位置づけ られる時代へ移行したと考えられる(杉森, 2002)。サービス提供者である以上、被提供 者たる市民が不快に思う言動は、悪なのであ る。研究者の立場からは、研究倫理が研究に 過度の制約を与えるものだと感じる向きもあ るかもしれない。われわれ心理学徒も「この 研究を成すべきか、成さざるべきか、それが 問題だしと悩む場面が増えているといえるだ ろう。その一方、こうした状況に対し、研究 者自身がどのような倫理意識をもっているか を世に提供できる状態にしておくことは、説 明責任の観点からも、望ましいことであろう。

☆ 研究倫理観調査のデザインと実施

そこで、2002年7月に日本パーソナリティ心理学会員を対象に郵送調査を行った。アンケートは、両面1枚の質問紙で、はじめに

「研究倫理」という言葉から連想する語句を聞き、次に倫理に関する52項目(開始前の同意の問題から、研究中の問題、研究後の説明の問題、執筆の問題、など)について倫理上の許容可能性評定と、周りでもよく行われている項目のチェック、倫理性判断の個人内基準、過去に経験した倫理問題、研究倫理への基本的態度、主な研究領域・手法、研究年数などを問うものであった。ただし心理臨床的な問題の扱いは最小限にした。

日本パーソナリティ心理学会の大会に加えて、日本心理学会、日本教育心理学会、産業・組織心理学会、日本認知療法学会、日本社会心理学会でも質問紙を配布し、最終的に、心理学の学会関係者から262通の回答を得た。先に集めていた学部生の回答(東京学芸大学で、1年間の実験実習を経た3年生59名)と合わせると321通の回答であった。

まず、基本的倫理観の意見分布のどこに自分が位置するかを知るため、「倫理を強調しすぎることには、研究の自由の規制など、悪影響もある」という意見について、1「全く反対」から7「全く賛成」まで7件法で評定してみていただきたい。この項目は、倫理的寛容さ(研究尊重)の因子を代表し(平均は43であった)、評定値の高い人は、個別の倫理判断でも寛容な傾向があった(杉森ほか、2004)。

次に、52の項目について許容度を調べた。 図1に、諸学会員と学生の意見分布を示す。 最後にその他の傾向の概略を示す。

- (a) 参加者にストレスを与えることは, 女性のほうが相対的に厳しく判断する傾 向がある。
- (b) 研究年数が長い人ほど,著作権問題 についてシビアになる傾向がある。
- (c) 若い研究者ほど、データ収集上の問

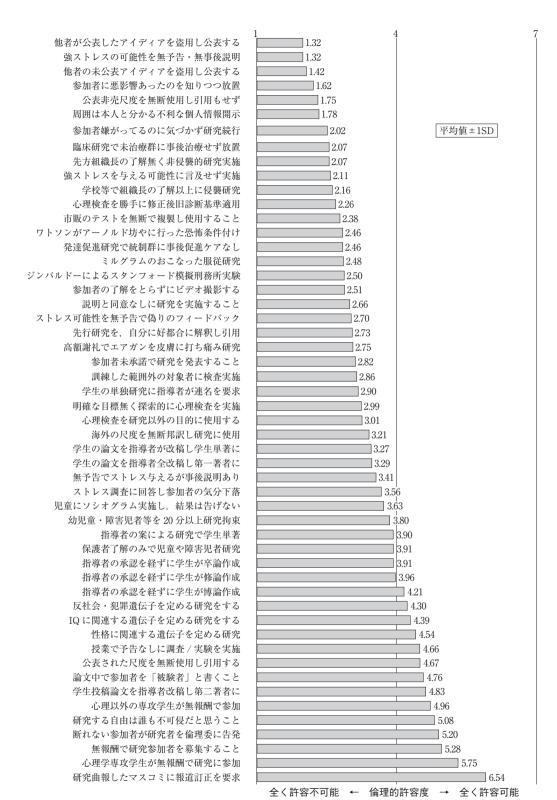


図 1 心理学研究倫理に関する 52 の意見項目の倫理的許容度平均値

題について寛容になる傾向がある。

- (d) 自分が用いない方法については倫理 的に厳しくなる傾向がある。
- (e) 倫理的許容度の判断が可能—不可能 の両極に近づくほど意見の分散は小さく なり、中間的な問題ほど意見分散が大き くなる。
- (f) 研究者倫理と聞いて連想する語句に は、インフォームド・コンセント(説明 と同意)、守秘義務、人権保護、などが 多い。
- (g) かなり多くの人が、参加者または実施者の立場で、今までに倫理的に迷ったことがある。

文献-

- American Psychological Association (APA), 1953a, *Ethical Standards of Psychologists*, Washington, DC: Author.
- , 1953b, Ethical Standards of Psychologists:

 A summary of ethical principles. Washington,
 DC: Author.
- American Psychological Association, Committee on Scientific and Professional Ethics, 1947, "Report of the Committee on Scientific and Professional Ethics," *American Psychologist*, 2: 488–90.
- 安藤寿康・安藤典明編,2005,『事例に学ぶ心理学者 のための研究倫理』ナカニシヤ出版。
- Canter, M. B., B. E. Bennett, S. E. Jones and T. F. Nagy, 1994, *Ethics for Psychologists; A Commentary on the APA Ethics Code*, Washington, DC: American Psychological Association.
- 古澤頼雄・斉藤こずゑ・都筑学編著,2000,『心理 学・倫理ガイドブック――リサーチと臨床』有斐閣。
- Hobbs, N., 1948, "The Development of a Code of Ethical Standards for Psychology," *American Psychologist*, (3): 80-84.
- Olson, W. C., 1940, "Proceedings of the forty-eight annual business meeting of the American Psychological Association, Inc.," *Psychological*

Bulletin. (37): 699-741.

- Sabourin, M., 1999, 「心理学における倫理規準の発展 ——アメリカ心理学会 倫理規定の一省察」『心理学 研究』70(1):51-64。
- 杉森伸吉,2002,「裁判員制における市民―専門家の 異質性の融和――社会心理学的考察」『法と心理』2 (1):30-40。
- ・安藤寿康・安藤典明・青柳肇・黒沢香・木 島伸彦・松岡陽子・小堀修,2004,「心理学研究者 の倫理観――心理学研究者と学部生の意見分布,心 理学研究者間の差異」『パーソナリティ研究』(日本 パーソナリティ心理学会)12(2):90-105。
- 若鳥孔文・狐塚貴博・宇佐美貴章・板倉憲政・松本宏明・野口修司,2009,「日本における心理学諸学会の倫理規定の現状とその方向性」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』58(1):122-47。







「先住民の知的財産問題」と 文化人類学との関わり

1 はじめに

文化人類学・社会人類学・民族学(以下, 文化人類学)とは、文化や社会を切り口として人間とは何かを考察する学問である。主として、ある民族集団の生活様式を調査して相対化することで、帰納的に人類の価値観や思想を探る。重要視する情報源は、主にフィールドワークで得られる同時代を生きる人々の生の声である。それゆえ調査・研究対象となる人々への倫理的配慮が欠かせない。

ところが、被調査者に対する配慮の制度史 はそれほど古くない。その理由は文化人類学 が想定してきた読者層と関連するように思わ れる。学問が創出した19世紀から20世紀後 半にかけて, 文化人類学が主として想定して きた読者とは、研究者にとっての自文化の共 有が可能な人々だった。専門知識や分析概念 を共有し理解が可能なアカデミアである。も ちろん. 調査対象となる人々がいわゆる植民 地に居住していたこともあり、行政官やキリ スト教宣教師などによって研究成果が読まれ ることもあり、かつ、彼らの日記なども文化 人類学が扱う史資料となってきた。現代では. 開発・医療・人権といったグローバルな活動 を行う NGO や政府機関などのみならず市民 一般が読者層として想定されている。

伊藤敦規(国立民族学博物館研究戦略センター助教)

しかしながら比較的近年もしくは現在でも. データの提供者たるフィールドの人々につい ては、多くの場合は代弁・表象の対象として の受動的関与者であって、ほとんど読者とは みなされてこなかった。実際に、彼らはフィ ールドワークを実施する研究者と直接顔を合 わせたり会話をしたりする機会を得る一方で. 現場を去った研究者がたとえば日本語で記し た論文を読んだり研究発表の場に居合わせて 内容を耳にすることはあまりない。調査地で 語られる少数話者言語を用いた論文が執筆さ れることもほとんどない。研究・調査をする 側とされる側との間には、物理的かつ言語的 な障壁が存在することは確かだろう。文化人 類学は、単声的権威に基づく一方向的な表象。 情報アクセスの可否といった多様な非対称的 な関係性を前提として成立した。20世紀後 半になって、この非対称性を争点とした論争 が生じた。文化を語る権利に関する一連の議 論はポストコロニアル人類学批判と呼ばれ. 学界が内包する知の権威や政治性を自省する 契機となった。アメリカ(1971年)や日本 (2008年)の文化人類学会が、倫理上の原則 として規定・綱領を定めた背景の1つである。

今日、研究者の一方的な関心に則って調査を試みること、つまり「学問の自由」や学問の権威の名の下に人類普遍の文化へのアクセスや共有を謳うことは現実味に欠ける。そう

した態度は被調査者によって倫理的・人権上 の配慮を失する「学術的海賊行為」と判断さ れ、調査は拒否される傾向にある。両者の間 に良好な人間関係の構築が望めず、フィール ドワークに依拠するデータ収集が不可能とな れば、文化人類学という学問自体が成立しな い。そのため現代の文化人類学では、調査以 前の現地社会へのインフォームド・コンセン トを行うことが望まれるだけではなく、やや 極端であるが、権利意識の高い先進国の先住 民などを調査対象とする場合は、研究成果の 事前検閲や成果還元を求められることも例外 ではなくなりつつある。また、政治経済的な 力を獲得した先住民によって、人類学者が当 該民族集団に関する歴史や文化を調査し文書 化するために雇用されることもある。

本稿の目的は、文化人類学における先住民 研究の近年の動向を解説することである。説 明を進めるにあたり、調査する側からされる 側への倫理・人権上の配慮について知的財産 の取扱いという観点から整理を試みる。

2 知的財産

法律上の知的財産とは、学術論文、美術作品、音楽作品、発明、発見、デザイン、商標、データベース、コンピューターのプログラムといった、知識や情報やそれらが顕在化した表現を指す。これらを保護する諸権利の総称が知的財産権(Intellectual Property Rights、以下 IPRs)である。

IPRs に関する初期の国際条約には、1886年の「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」と、1883年の「工業所有権の保護に関するパリ条約」がある。これら2つの国際事務局は1892年に知的所有権保護合同国際事務局として統合した後、1970年

に世界知的所有権機関(WIPO)となった。 国際連合(以下、国連)の専門機関の1つとなったWIPOは、今日ではIPRsに関する包括的で国際的な協議を行う場として機能している。

条約加盟国の法制度によって差異が生じるものの、たとえば今日の日本における IPRsとは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、不正競争防止法の対象となるノウハウを含む営業秘密を保護する権利の総称となる。保護対象となる知的財産は各国の国内法令が個別に定める一定の期間、創作者が複製する権利(使用権)を占有できる。保護期間中は第三者による不正使用が禁止され、保護期間が満了すると公共領域に帰すので第三者利用の可能性が生じる。

3 「先住民の知的財産」と 「先住民の知的財産問題」

IPRs に関する各国政府の主たる政策は、 国内企業の産業育成という経済保護政策との 関わりが強い。しかしそれらとは別に、「先 住民の知的財産問題」という先住民の伝統的 知識の法的保護に関する問題系も存在し、世 界貿易機構(WTO)や国連および WIPO な どの国家間協議の場で活発に議論されている。 以下、関連国際機関における議論の推移と争 点を俯瞰する。

⑤ 「伝統的知識」と「先住民の知的財産」

2010年に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(通称COP10)の議題の1つは、先住民居住地に自生する植物から採取される遺伝子資源の帰属に関する問題であった。「先住民の知的財産問題」とは、後述する「生物遺伝子資源への海賊行為」や、「フォークロアの表現(Expressions of Folklore,

以下 EoF) もしくは伝統的文化の表現 (Traditional Cultural Expressions. 以下 TCEs) の第 三者による不正使用しなどを指す。また、伝 統的知識へのアクセス権や慣習法に基づいた 管理方法といった. 先住民が集団的に保持す る諸「権利」を, 現行知的財産法制との整合 性から検討したり、国際的な法整備によって 保護の実現を目指す一連の議論を指す場合と がある。

EoF の不正使用に限定してみると、すで に1967年のベルヌ条約の改訂に向けたスト ックホルム外交会議において、現行著作権法 に基づく保護の可能性が議論された。1970 年代後半になると、不正使用される現場の多 くが「原産国 | 外であるために国内法での対 応が不十分であるとして、新たな特別立法の 制定による保護が WIPO で協議された。そ の流れで 1982 年の WIPO-UNESCO モデル 法令(「不正利用及びその他の侵害行為からフォ ークロアの表現を保護する各国国内 [立] 法のた めのモデル規定|)が検討され、94年には国連 の先住民に関する作業部会が「先住民の権利 宣言原案」を提出した。その後、国連先住民 作業部会のエリカ・イレーヌ・ダエス議長 (当時) が、1998 年の WIPO の第1回「知的 財産と先住民会議」の基調演説にて、生物多 様性、EoF、伝統的知識の法的保護を「先住 民の知的財産問題 として括り、用語として 定着した。

銭バイオ・パイラシー

バイオ・パイラシーとは、先進国企業が生 物多様性の豊富な先住民の居住地域に押し寄 せ (green rush). 先住民や先住民を包含する 国家から許可を得ずに伝統的医療の知識など を国外に持ち出し、主に先進国内で製薬特許 を取得して、製薬製造から発生する商業的利

益を先住民に分配せずに特許取得企業が独占 する行為を批判的に表現した言葉である。

1992年にリオデジャネイロで開催され た「環境と開発に関する国際連合会議 (UNCED) | (「地球サミット」) において、先住 民の伝統的知識の保護や、特許申請と製品化 による商業的利益配分について定めた生物多 様性条約 (CBD) の締結に向けた道筋が整い. 翌年の 93 年に CBD が発効した。

& EoF の不正使用

WIPO は EoF の「フォークロア」の定義 を.「『民間伝承』や『民族文化財』などと呼 ばれるものであり、ある社会の構成員が共有 する文化的資産である伝承の文化表現を意味 する。具体的には、民族特有の絵画、彫刻、 モザイク等の有形なもののほか、歌、音楽、 踊り等の無形のものも含まれる | (文化審議会 著作権分科会、2006)としている。

WIPO の日本の担当窓口となっているのが、 文化庁文化審議会著作権分科会である。本分 科会による先住民等の EoF もしくは TCEs の不正利用の例を以下に挙げてみる。特定の コミュニティにおいて伝承されてきた。精神 的価値の高い儀式や音楽や美術工芸品などが. 成員以外の者によって大量生産されること。 コミュニティ内におけるあるべき利用形態を 超えた「不適切」なアレンジによって第三者 に公開されること。そもそもコミュニティに とって門外不出の聖物や儀礼の様子などが公 開されること (同上)。そうした行為によっ て、伝統的な価値が損なわれたり、コミュニ ティにとっての尊厳を傷つける結果につなが ることが懸念とされる。

現行知的財産権保護の 適格内容との乖離

EoFの不正使用への対応としては、創作物としての EoF の制作者個人もしくはコミュニティ(成員)が集団的に有する排他的使用権を、国内法制等に依拠する司法解決や商標登録によって国家等が保護することである。しかし、「先住民の知的財産」に関する諸事例は、先住民を包含する諸国で事例が集積されているが、国際的な保護としては今日でも有効な確固たる1つの法的解決の糸口はみつかっていない。その主な要因は、「先住民の知的財産権」という概念自体が現行知的財産法制の適格要件にそぐわないとする法解釈に起因する。

たとえば、アジア太平洋経済協力の知的財 産専門家会合議長を務めた高倉成男は、以下 の3点を指摘した。第一に、伝統的知識の集 団的所有に関する内容で、それは先住民個人 が所有する情報ではなく集団的に共有される 情報であるため、個人的権利の独占的保護を 前提とする現行知的財産法制には適合しない こと。第二に、伝統的知識の歴史的継続性に 関する内容で、一般に伝統的知識の特質とさ れる永遠性は、一定の期間内で保護される特 許法や著作権法にはなじまないこと。第三に. 伝統的知識の包括的な指示内容に関する内容 であり、それは技術的要素と文化的要素(宗 教的知識など) に分離することが難しく. 技 術的要素を保護する特許制度と文化的要素を 保護する著作権制度という個別の法制度に分 類される近代知的財産法制の体系が、伝統的 知識の包括的な保護に適合しないことである (高倉, 2000:659-61)。高倉に限らず多くの知 的財産法の専門家も同様の見解を示している (山名, 2002;青柳, 2004, 2006;常本, 2005など)。

4 オルタナティブな解決策

国際的な枠組みでは、「先住民の知的財産問題」を保護する制度は未だ存在しない。 WIPOや国連などが現行知的財産法の改正に向けて取り組んでいたり、「伝統的資源の権利」や「共同体の知的財産権」といった新権利の確立を目指す特別立法(sui-generis)を国際法(条約)や国家法や地域法として制定することで、「先住民の知的財産」という用語で括られる内容の保護を目指しているのが現状といえる。

法学者のなかには立法化とそれに基づく司 法的解決ではなく. 必ずしも国際法的保護に 依拠しない解決策を検討する者もいる。例え ば青柳由香は、先住民(コミュニティ)との 事前の契約締結と、社会的制裁によるものを 挙げる。前者は、先住民の伝統的知識へのア クセスを希求する研究者などは、学会の倫理 規定に従って研究対象とする先住民 (コミュ ニティ) に対してインフォームド・コンセン トを行い、先住民の担当者と調査に関する 「契約」を結ぶことで、被調査者たる先住民 (コミュニティ) がよそ者の調査を監視・管理 すること (community controlled research) を 可能とさせる。学術論文などで先住民(コミ ュニティ)の知的な資源が利用される場合に は、先住民(コミュニティ)は「契約」を掲 げて研究者に非公開にすべき項目や条件を刊 行以前に直接提示することができる。また. 先住民(コミュニティ)は知的な資源の使用 から生じる利益配分を「契約」に則って享受 できる可能性が担保される(青柳, 2004:146 -47)。仮に研究者が先住民(コミュニティ)で 育まれた知的な資源を不正に使用した場合. 先住民 (コミュニティ) は契約不履行を争点

とする司法的解決手段に訴え、 勝訴すれば差 し止めや損害賠償請求が可能となる。後者の 社会的制裁については、その不確実性や強制 力の欠如などが課題となるものの、マスコミ による批判がある(同上:147)。

こうした代替的解決策は、先住民(コミュ ニティ)への配慮がある点や、研究者を含む 関係者の倫理観に訴えかける点、さらに実現 可能性といった点が評価に値する。ただし、 以下のような懸念が残る。前者については、 先住民(コミュニティ)のどのような立場の 人物と「契約」を交わすのかという。コミュ ニティにおける文化機関の担当者の政治的代 表性の問題と向き合わねばならない。ゲート キーパーの判断がコミュニティの総意ではな い場合もありうるし、そのために調査許可な どを申請・取得する行為が、コミュニティの なかの他方の派閥を構成する人々から非難さ れることにつながることも予期される。先住 民コミュニティは人口規模が比較的小さく. 政治的代表性をめぐる派閥争いが存在し、し かもその派閥争いが日常生活の随所で顕在化 することがしばしばあるためである。よそ者 がゲートキーパーを指名することは不可能だ が、「契約」を交わす人物の選定の結果、コ ミュニティ内の派閥争いに巻き込まれる可能 性も考慮しなければならない。マスコミによ る批判についても、比較的短期間の取材にお いてどの程度当該文化や伝統的知識の管理形 態を知りうるかという懸念や、信頼すること ができる情報の選定の仕方. 取材対象人物の 代表性や社会的立場について考慮する必要が ある。

しかしながら、このような懸念事項はこれ までの「先住民の知的財産問題」の議論の推 移に照らし合わせると、あまり的を射ない内 容かもしれない。なぜなら、バイオ・パイラ

シーを批判したシヴァが、CBD の条文内に 先住民自身の権利の内容や帰属についての記 載が存在しないことを指摘したように(シヴ ァ、2003) 「先住民の知的財産問題」の議論 の潮流には、問題の当事者である先住民自身 の声が反映されたり、 先住民による草の根的 対応の詳細が取り上げられたりすることがあ まりなかったからだ。すなわち、当事者たる 先住民(コミュニティ)をこの問題の解決に 向けた議論に加えること. もしくは加わる余 地を確保しておくこと、 さらにコミュニティ に対して影響を及ぼしうる内容を自分たちで 検討して対応案を提示することがまず重要な 点となる(青柳, 2005)。知的財産法の実務者 や国際機関の業務に携わる人々だけに当事者 性を与えるのではなく. 「先住民の知的財産 問題 | をコミュニティ全体に開かれたアリー ナとして留保する意味において、 国際法的な 保護に依拠しないオルタナティブな「先住民 の知的財産問題 | の解決策を探ることは意義 深い視点であると思われる。

このように考えてみると、マスコミの記者 などが取材対象とする相手が、ある問題に対 する集団としての確固たる1つの回答を出さ なければならない必要はないし、そもそもコ ミュニティ内における政治的代表性をめぐる 派閥争いが存在するのは常態であるため、彼 らを画一的に捉えようとする思考自体が問題 視されるべきかもしれない。

多数の個によって構成される先住民コミュ ニティから多様な対応や様々な声が集積され れば、そこから新たな解決策の道筋が拓かれ るかも知れない。しかし、だからといって、 「先住民の知的財産問題」の課題をすべて彼 ら先住民に押しつけることはできない。シャ ーマンとワイズマンが述べているように. 「先住民のコミュニティの文化、科学及び技 術を規律し保護するルールを、彼らのコミュニティ自身が決定する機会を持つことは重要であるが、同時に、現地法及び慣習法の限界を認識することも重要である。特に『海賊行為』は、慣習法の適用ないし管轄権が及ぶ範囲の外で行われるということを認めざるを得ない。この点において、現地法が国家制度及び国際的制度と関連付けられることを可能にする仕組みを構築することが課題となる。そのためには、さらに、先住民コミュニティに解決を委ねることができる事項と、より広範な枠組みを必要とする事項との間を区別することが必要」なのである(シャーマン=ワイズマン、2008:216)。

5 「先住民の知的財産問題」と 文化人類学

1960年代後半以降の先住民コミュニティ での権利意識の高揚を受け、北米をはじめオ ーストラリアやニュージーランド、北欧、日 本など先進国の先住民を対象とするフィール ドワークの実施はますます難しくなってきた。 たとえば今日アメリカ本土の多くの先住民コ ミュニティで、よそ者が「ゲスト」としてフ ィールドワークを試みる際には、現地コミュ ニティの担当窓口に対して「彼らが妥当と判 断する調査計画」を提出することが求められ る。それを怠ると、倫理・人権配慮の側面か ら「ホスト」たる人々によって非難されるだ けではなく、訪問者としての安全保障を自ら 放棄したと捉えられかねない。つまり、強制 排除や身柄の拘束や以後の保留地への立入禁 止という結果につながるリスクを負うことに なる。先住民が自分たちの「知的財産」の保 護に関心を高めている昨今, 先住民研究にお いて、「学問の自由」や「学術調査の神聖性」 や「発言の自由(研究成果の無許可での公開)|

を謳うことは研究者の自由であるが、それはもはや被調査者である先住民コミュニティには通用しない。そうではなく、現地コミュニティの意志決定によって、研究者がすべき調査やその後の研究成果の公開が決定づけられていくプロセスが、現実のものとしてすでに形成されているのである(Whitely, 1997)。

文化人類学に限らず、隣接分野である考古 学・言語学・形質人類学・博物館学といった アカデミアに対して先住民側からの様々な異 議申し立てが発せられた。その声は各学問分 野の倫理観、調査履行のプロセス、学術研究 の政治性などを自省させる契機となった。文 化人類学分野では、1970年代末以降「人類 学の危機」として議論されてきた。一方で、 日本国内の先住民研究状況を振り返ると. 表 象の権力構造に注目した議論はきわめて少な かった。1つの例は、1988年に開催された日 本民族学会第25回研究大会での、「民族学と 少数民族――調査する側とされる側 | と題さ れた分科会である。分科会での課題は、主に 日本国内のアイヌ民族研究であったものの. 北米先住民研究についてスチュアート ヘン リがカナダ極北地域での調査における規範に 関していくつかの提言を行った。分科会自体 の総括として、その後の文化人類学分野の研 究と先住民との関係についての具体的な方針 は討論されなかったが、調査対象民族集団に 関する本質主義的表象を改め、また、「滅び ゆく民族」の文化を「記録保存」するための 学問であるという研究者側に根強く残る姿勢 や認識を変革すべきである. というコンセン サスは得られたようであった。さらに、調査 される側の民族集団がマジョリティ社会の中 でどのように共存していくかを実践面からサ ポートするような応用人類学的研究によって. 調査する側とされる側の協力関係を構築する

べきだという意見も提示された (スチュアート, 1988)。

ただし、1988年の分科会内容と後日の研 究との有機的接合は乏しく. 類似する問題が 再登場するのは 2000 年代半ばまで待たなけ ればならない。応用・実践人類学的調査と公 共人類学的研究成果の社会的環元の必要性を 説いた論考の登場である。大村敬一と岸上伸 啓は、ともにサイードのオリエンタリズム批 判. ホブズボウム等による本質主義批判. そ してクリフォードやマーカスらによる民族誌 リアリズム批判を組み込み、研究者は被調査 者との創造的な対話を可能とするフォーラム 化を実現させることが望ましいとする結論を 導き出した (大村, 2005:48; 岸上, 2006:520 -21. 2008:4-10)。両者の議論の展開は、現 地社会からの批判を受け入れるアリーナの創 造とも共通する。

さて、1960年代末に被調査者としての先住民(コミュニティ)から発せられた批判の声を現代風にアレンジすれば、文化人類学という学界による先住民コミュニティに対する「表別の海賊行為」もしくは「学術的海賊行為」への異議申し立て、と換言できないだろうか。それに応えるべく自省化した学問の流れが、「先住民の知的財産問題」への文化人類学界としての1つの対応であったのではなかろうか。このように考えると、文化人類学分野はすでに40年間にわたって「先住民の知的財産問題」の文脈において直接的に批判され続けてきた主要なアクターであったことになる。

この批判に対する主として欧米や日本の文化人類学界としての回答は、調査する側と調査される側の両者による創造的な対話を可能とするフォーラムもしくはアリーナの形成を提唱するまでに至っていた。私はさらに踏み

込んで、同問題の当事者たる先住民(コミュニティ)と文化人類学との「協働」、さらには「協創」を目指している。ここでいう協働とは、二者以上の主体が異なる立場から相互に不足を補いあい、協力しながら課題解決に向けて積極的に取り組む、補完性の原則に基づく活動のことを指す。「協創」とは、協働の結果として現れる新たな価値観の創造のことをいう。

フィールドワークという研究手法を重視し. そのため先住民コミュニティなどと比較的近 い距離で長期間にわたって接する機会が多か った文化人類学者は、先住民の慣習法が適用 できず管轄権が及ばず、言語的な障壁のため に先住民の人々が自分たちでは収集すること が不可能な「海賊行為」についての情報を収 集したり、そもそもなぜそれが先住民によっ て「海賊行為」とみなされるかを彼らの慣習 法から検討したり、国外などで収集した情報 を先住民(コミュニティ)に提供できる。ま た、その結果コミュニティから発せられる多 様な声を収集したり、そのような応答や声が 統一されない要因をコミュニティの社会・文 化的側面から検討したり、彼らの意見や要望 を「海賊行為」の実施者や関連諸国際機関や. 「海賊行為」の結果として製造される商品を 購入する消費者や研究成果を読む読者等。実 際に購入・読書しないまでもそうなる可能性 を潜在的にはらんだ市民に伝え. 関連する学 会などで発表したりする一連のプロセスをと ることで、より厚い情報や交叉する見解を関 連アクター間に環流させる媒体を担うことは 可能だろう。

バイオ・パイラシーや EoF の不正使用の 多くの事例において、「被告」たる非先住民 の当事者の多くは、自ら行った行為の現行知 的財産法や慣習法の下での違法性や、そうし たものへの配慮や倫理について認識すらして いないことが多くを占めるらしく(ワイカト、 2008)、それゆえ市民社会への周知に努める ことだけでも一定の効果が期待できる。さら にいうと、そうした「被告」には EoF など を研究対象とする文化人類学者や考古学者が 多く含まれていて、批判を受けた者のなかに は、「学問の自由」と「言論の自由」を掲げ ながら「世界的共有物」の部分的利用である として自らの行為を正当化し、 先住民コミュ ニティに反論したケースもあったようだ(シ ャーマン=ワイズマン,2008:210)。 今後「伝 統的コミュニティーや先住民コミュニティの 人々が一般的な知的財産に関する権利意識を より重要なものとして認識を高めていき、よ そ者の研究者(文化人類学者など)が彼らの 「知的財産」について調査・研究上のアクセ スを引き続き行っていくならば、私たち研究 者が彼らの「知的財産 | 侵害の「被告 | とし て非難される可能性は今以上に増加するだろ う。

翻っていうと、文化人類学者は、学会が定 める倫理規定のような自主的な活動規制の取 決めから逸脱しないよう自らの行動を律する ばかりでなく.調査・研究対象とする人々が 提示するかもしれない規則(慣習法であったり、 「知的財産」を保護・管理するために先住民が独自 に新規に定める sui-generis かもしれない) につ いて、調査以前だけでなく以後にも十分配慮 すべきだと思われる。とくに文化人類学はこ の点について真摯に受け入れるべきであろう。 なぜなら、文化人類学は、先住民や「伝統的 コミュニティ」が保持する宗教や生活や歴史 や言語や物質といった EoF や TCEs などを 含む包括的な文化、つまり「先住民の知的財 産」を主たる調査・研究対象(学問分野にと っての1つの重要な資源)として収集して.事

後的に学術的な解釈を行い、時には対象となるコミュニティから解釈の是非や表象のあり方や公開の是非について批判を受けながらも、それらを主として非商業的に利用することで、学界全体としての「知的財産」たる民族誌や学術論文などの研究成果を蓄積して発展してきた学問だからである。

すなわちこの意味において、文化人類学はまさに「先住民の知的財産問題」の1つの鍵となるアクターといっても差し障りない。そう考えると、文化人類学者は先住民の伝統的知識や「知的財産」を、あらゆる者に開かれた世界的共有物として捉えるのではなく、先住民という特定の人々によって管理されている資源として認識し、管理者たる彼らから許可を得てそれらを部分的に使用させてもらう行為としての学術調査と、それらを学術的に分析し解釈した結果をまとめる研究者の知的財産としての研究成果(管理者による事前の検閲が求められる場合もあり、場合によっては共同成果となる)とを明確に区別して考えていく必要があると思われる。

私は、先に述べた先住民(コミュニティ)との協働を前提とする文化人類学者による情報環流促進とでもいうべき方法が、法的保護に依拠しない「先住民の知的財産問題」の1つの解決策として有効だと思う一方で、それが同問題の解決にとって必要条件ではないこと、強制力がないこと、さらにいうと、被調査者による調査者を規制する何らかの管理がある場合に調査者がそれに従うことは義務だが、調査者と被調査者との協働は両者にとって義務ではないこと、それゆえ協働を前提とする情報環流促進という方法も義務ではなく1つの選択肢にすぎないことを承知している。ただしこれまでみてきたように、文化人類学(者)はこの問題に関して無害透明な存在で

はなく、1つのアクターとして中核に位置し てきた。FoFや「知的財産」の不正使用と いう比較的近年に使用頻度の増えた用語によ るものではないが、被調査者としての先住民 側からそれとほぼ合致する内容の批判にさら された歴史を有しているのである。その批判 を受けた文化人類学は自省の時期を過ごして きた。文化人類学は学問のあり方の自省をも ってそうした批判への回答とするのではなく. 義務とはいわないまでも何かしらの創造的な 実践的貢献もすべき時期にあると考える。

- 青柳由香, 2004, 「伝統的知識・遺伝資源・フォーク ロア――知的財産としての保護の概要」石川明編 『国際経済法と地域協力』信山社出版, 133-76。
- 一, 2005, 「伝統的知識等に関する法整備への 先住民及び地域共同体の参加について」『知的財産 法政策学研究』8:95-112。
- ----. 2006. 「知的財産と文化----多文化共存と 国際機構」庄司克宏編『国際機構』岩波書店, 189-205.
- 岸上伸啓, 2006, 「都市イヌイットのコミュニティー 形成運動 — 人類学的実践の限界と可能性」 『文化 人類学』70(4):505-27。
- 2008. 『先進国における援助事業への文化 人類学(者)の活用についての現状と課題』(平成 19年度国際協力機構客員研究員報告書),独立行政 法人国際協力機構。
- 大村敬一, 2005, 「文化多様性への扉 人類学と先 住民研究」本多俊和・大村敬一・葛野浩昭編著『文 化人類学研究——先住民の世界」放送大学教育振興 会. 29-55。
- シャーマン、ブラッド=ワイズマン、リーン/鈴木將 文訳、2008、「先住民の創作物の著作権による保護 -220_{\circ}
- シヴァ、ヴァンダナ/戸田清・鶴田由紀訳、2003、『生 物多様性の危機――精神のモノカルチャー』明石書 店。
- スチュアート ヘンリ、1988、「分科会1:民族学と少 数民族――調査する側とされる側 | 『民族学研究』 53 (1): 91-95_°
- 高倉成男、2000、「先住民の知的財産」『日本国際知的 財産保護協会月報』45(11):2-12。
- 常本照樹, 2005, 「先住民族の文化と知的財産の国際

- 的保証 | 『知的財産法政策学研究』8:13-36。
- ワイカト、タニア/田上麻衣子訳、2008、「ニュージー ランドにおけるマオリの知的財産の保護」『知的財 産法政策学研究』19:221-41。
- Whitely, P., 1997, "The End of Anthropology (at Hopi)?" in Thomas Biolsi, and J. Z. Larry eds., Indians & Anthropologists: Vine Deloria, Jr., and the Critique of Anthropology, Tucson, AZ: University of Arizona Press, 177-207.
- 山名美加, 2002. 「知的財産権と先住民の知識――遺 伝資源・伝統的知識における『財産的情報』をめぐ る考察 | 『現代思想』 9:152-64。

参照 URL

文化審議会著作権分科会。2006.「文化審議会著作権 分科会報告書 | (2013年12月14日取得) (http:// www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/pdf/singi houkokusho 1801.pdf).







欧米諸国におけるリモート方式による 公的統計データの二次的利用

――利用者の倫理に依存しない提供手段-

中村英昭(総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官付統計企画管理官補佐)

1 はじめに

政府が実施する統計調査の調査票情報については、統計法(平成19年法律第53号)第33条第2項の規定により、統計的研究目的での二次的な利用が認められている。具体的には、申請書に利用目的や利用者名、利用場所、研究に必要な調査事項等を記入して調査実施者に提出し、承認が得られた場合にCD、DVD等の電磁的記録媒体にデータが複写されて提供される。

提供を受けた調査票情報は、承認を受けた 貸与期間、利用目的、利用者、利用場所に限 り利用可能となるが、調査実施者が利用実態 を監視しているわけではないため、その情報 の取扱いについては利用者個々人の倫理に依 存しているといえる。

近年、ICT 技術が急速に発展するなか、 公的統計データの二次的な利用への需要が高 まっている欧米諸国においては、統計データ の取扱いを利用者個々人の倫理に依存する貸 与方式ではなく、テストデータを参照しつつ 利用者が統計用分析プログラムのコードを作 成して調査実施者に送付し、調査実施者が当 該プログラムを実行し、秘匿性のチェックを 行ったうえで利用者に結果を返すプログラム 送付型集計・分析 (Remote Execution) や、 シンクライアントシステムを活用し、遠隔地の利用者が通信回線を経由して調査実施者の保有するサーバにアクセスし、遠隔操作により調査票情報の分析を行うリモート・アクセス(Remote Access)による公的統計データの二次的利用が行われている(本稿では、これらの方式を合わせてリモート方式と総称する)。

本稿では、私が情報収集を行ったドイツ、オランダ、フランスにおけるリモート方式による公的統計データの二次的利用の現状を紹介した後、今後の日本におけるリモート方式の導入可能性について述べたい。

なお、本稿における意見は筆者個人のもの であり、私が所属する組織を代表するもので はない。

2 プログラム送付型集計・分析

※ドイツ連邦統計局

ドイツ連邦統計局では、プログラム送付型 集計・分析 (Remote Execution) のサービス を提供している。サービスの流れは以下のと おりである。

(1) 利用者は、データ構造と変数の値が 元データ(調査票情報)と類似している テストデータを参照しつつ、SPSS、 SAS、STATA等の統計用分析プログラ ムのコードを作成し、連邦統計局に提出

- (2) 連邦統計局は調査票情報に対して受 け取ったプログラムコードを実行し、集 計・分析を行う。
- (3) 連邦統計局による秘匿性チェックの 後、利用者に結果が返却される。

この方法では、利用者は調査票情報に直接 アクセスすることはできないが、現時点で調 の手段となっており、学生や研究者、国外の 研究機関など、多くの研究者等が利用してい

連邦統計局に提出されたコード全体のうち. 約 10~20% はコードエラーで利用者に返却 され、利用者自身が再度プログラムコードの チェックを行うことになる。

秘匿性チェックの主な内容は、 個体が特定 されるリスクを避けるため、 結果として出力 された個々の統計表のセルに1や2が出現し ていないかを確認すること(セルの度数が小さ い場合に対象者の特定につながるため、これを予 防するための一次チェック)である。また、統 計表が複数ある場合、出力された統計表間の チェック (二次チェック) も行うため、統計 表の数が多ければ多いほど結果を返却するま での期間が長くなる。この秘匿性チェックは. 必ず2人で行うことが原則となっている。連 邦統計局では、オランダ中央統計局 (CBS) が開発したτ-argus などのチェックツールも 利用しているものの. 最終的には目視による 確認を行っている。

🟂 ドイツ連邦雇用庁

ドイツ連邦雇用庁においても、連邦統計局 と同様、プログラム送付型の集計・分析サー ビスを行っている。サービスの流れも連邦統

計局と同様であるが、 プログラム送付型集 計・分析は主にオンサイト施設でミクロデー タを利用した後のアフターサービスという位 置づけになっており、純粋にプログラム送付 型のみのサービスを行っているのは、扱いが 簡単な3つのデータセット (IAB Establishment Panel, Establishment History Panel, German Job Vacancy Survey of the IAB) のみとな っている。

原則として利用者から送付されたプログラ ムコードに雇用庁職員が手を加えることはな く、基本的なコードの作成ができていない場 合にはニュルンベルクの雇用庁本部を訪問し. 雇用庁職員のアドバイスを受けることを勧め ている。

連邦雇用庁におけるプログラム送付型集 計・分析のジョブ数の推移は図1のとおりで ある。サービスが開始された2006年は677 件だったものの、その後は1.300~1.600件の 間で推移し、12年には1.671件となっている。

オンサイト施設からのリモート・

*ドイツ連邦統計局

現在、図2の場所に設置されている RDC (Research Date Center) において、ドイツ連 邦統計局の保有する実質的匿名データ(調査 票情報に一定の秘匿措置が施されたデータ)が利 用可能となっている。これらの施設は、シン クライアントシステムを活用したリモート・ アクセスで連邦統計局のサーバと繋がってお り、利用者は各施設内において希望したデー タを参照しながら自由に集計・分析を行うこ とができる。結果を施設外に持ち出す場合に は、RDC 職員による秘匿性チェックが行わ れる。

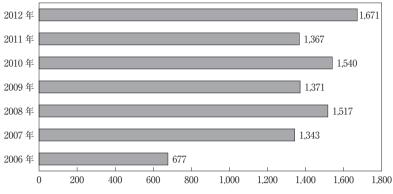


図1 ドイツ連邦雇用庁におけるプログラム送付型集計・分析のジョブ数の推移

- 連邦統計局の RDC:ヴィースバーデン,ベルリン,ボン
- 各州統計局の地方 RDC:
 デュッセルドルフ, バート・エムス, ベルリン/ポツダム, ブレーメン, エアフルト, ハレ, ハンブルク, ハノーファー, カーメンツ/ドレスデン, キール, ミュンヘン, ザールブリュッケン, シュヴェリーン, シュトゥットガルト, ヴィースバーデン



STATISTISCHE ÄMTER
DES BUNDES UND DER LÄNDER
FORSCHUNGSDATENZENTREN

図2 ドイツ連邦統計局と各州統計局の RDC

1. 利用手続き

利用希望者は、申請書に利用目的、研究内容等を記載し、RDC本部(ヴィースバーデンまたはデュッセルドルフ)に提出する。提出を受け、連邦統計局は申請内容のチェックを行う。利用目的は科学的研究のみであり、商用目的での利用は法律で禁じられている。

各州が実施主体の統計調査のミクロデータ 利用申請が提出された場合,連邦統計局は 16州の各州統計局の承認を得ることが必要 となる。州によって秘匿措置のレベルが異な るため、連邦統計局実施の統計調査に比べ、 合意を得るのに時間を要することになる。

承認後,連邦統計局は利用希望者が所属する大学等の研究機関と契約を結ぶ。契約書には、利用するデータセット名、利用期間(3)

年以内),プロジェクトの内容,利用料金,その他の利用規約等が記載される。個人を特定する行為は契約で禁止されており、違反した場合には5,000 ユーロの罰金が科されるほか,研究機関全体が契約違反により利用禁止となるため、研究機関側にもチェックのインセンティブが働く仕組みとなっている。

2. 滞在期間,利用件数等

利用者の滞在期間は、プロジェクトの内容によって数日~数週間程度と様々である。利用件数については、開始当初の2005年以降200~300件程度で推移しており、それほど変化していないものの、ここ数年はパネル分析や時系列分析といった複雑な分析や、複数のデータセットをリンケージさせて行う研究が増加している。

3. 施設の設備等

利用者のプライバシーを尊重するため、施 設に監視カメラは設置されていない。連邦統 計局としては、利用者は施設利用の際にはあ らかじめ予約をし、建物に入る際にセキュリ ティチェックを受けるため、とくに問題はな いと考えている。

現在. ヴィースバーデンのオンサイト施設 には3台の端末が設置されている。利用者の 利便性を高めるため、端末のモニター画面を 見ながら、手元のスイッチにより、インター ネットを含む外部との連絡が可能な Kommunikations-PC と分析用の Analyse-PC との切り替えが可能となっている。Analyse-PCでは、SAS、STATA、SPSS などの統計 分析ソフトが利用可能であり、連邦統計局の サーバに保管されているデータの分析が可能 となっている。また、施設内への紙の資料の 持ち込みは認められているが、カメラや携帯 電話などの持ち込みは認められていない。

4. 参照可能な情報

連邦統計局のオンサイト施設で参照できる 統計データは、匿名化されたものに限られて いる。匿名化の主な方法はリサンプリングや グルーピングである。

① リサンプリング

リサンプリングは、匿名性を高めるため、 統計データから得られたすべてのレコードの なかから一部を再抽出する方法である。リサ ンプリング率は、有用性確保とのバランスを 勘案し、利用者とコミュニケーションを図り ながらプロジェクトごとに決定している。

② グルーピング

グルーピングは、世帯データの年齢を5歳 階級別にしたり、事業所・企業データの営業 利益を階級別にするなどして匿名性を高める 方法である。営業利益については、階級別に

しても産業別に表章すると企業が特定される リスクが高いため、産業についてはサービス 業、製造業など5分類程度、各産業のトップ 10 の企業の営業利益についてはトップ 10 企 業の平均値に置き換えるなどの処理を行って いる。連邦統計局としては、匿名性を確保し つつも、有用性を高めるために可能な限り多 くの情報を提供できるよう努めている。

5. 今後の方向性

連邦統計局では. 現時点で調査票情報に直 接アクセスするかたちでのリモート・アクセ スのサービスは行われていないものの、大学 にオンサイト施設を設置し、そこから安全な 回線を诵じてシンクライアントで連邦統計局 のサーバにアクセスし、データ分析を行う方 法についての試行運用が開始されている。具 体的には、ヴィースバーデンから地理的に近 いフランクフルト大学において、技術的な検 証を行いながらシステム構築を目指している。

※ ドイツ連邦雇用庁

ドイツ連邦雇用庁については、現在ドイツ 国内6ヵ所(ニュルンベルク,ベルリン,ブレ ーメン、ドレスデン、デュッセルドルフ、マンハ イム). アメリカ1ヵ所(アナーバー)のオン サイト施設内において調査票情報レベルのデ ータ (個人データ、世帯データ、事業所データお よび事業所・個人の情報を結合したデータ)が利 用可能となっている。具体的には、行政記録 情報や統計データを基に雇用庁職員が提供用 データを作成し、オンサイト施設で提供を行 っている。各施設の利用者は、シンクライア ントシステムを活用したリモート・アクセス でニュルンベルクの雇用庁のサーバにアクセ スし, データ分析を行う。重要なポイントは, 各施設内においてデータの閲覧は可能である が、データ自体の印刷や施設外への持ち出し

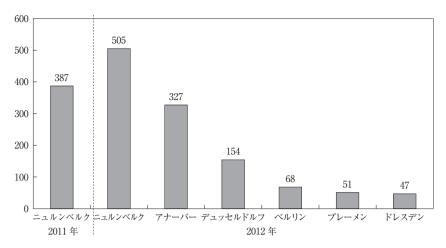


図3 ドイツ連邦雇用庁のオンサイト施設ごとの延べアクセス日数

はできず、データ自体は常にニュルンベルクのサーバ内に置かれているということである。

施設では施設管理者が利用者を監視し、利用者は端末からユーザ ID とパスワードを入力してサーバにアクセスする。したがって、人・システムによる二重のセキュリティチェックが行われていることになる。

1. 施設の概要

2011年および12年の施設ごとの延べアクセス日数は図3のとおりである。2011年から12年にかけてニュルンベルク以外のオンサイト施設の設置数を増やしたため、雇用庁としてはニュルンベルクでの利用者数の減少を見込んでいたが、むしろ増加した。雇用庁としては、ニュルンベルクでは雇用庁職員と直接コミュニケーションできるのに対し、その他の場所では他機関の職員しかいないため、データの内容について照会したい場合には別途メールや電話等で質問しなければならず、手間がかかるからではないかと考えている。

2. 利用手続き

オンサイト施設の利用に当たっては、1~2 ページ程度の簡潔なプロジェクト概要を作成 し、雇用庁に提出する必要がある。提出を受 け、雇用庁職員は、研究内容の適切性、プロジェクトの公益性、個人が特定されるリスク等について審査を行う。たとえば、「特定地域の特定の年における失業期間」の場合、個人が特定されるリスクが高いため、再検討を依頼することもある。

また、利用目的について、新たな推計方法の検証や補定手法の研究など、技術的研究のみで承認を得るのは難しく、何らかの公益に資するという説明が必要であり、他のミクロデータでは代替できない理由についても説明する必要がある。

審査の結果問題ないと判断された場合、大臣の承認を受ける(3~6週間程度を要する)。 承認が下りた後、利用希望者の所属する機関と雇用庁とで契約を締結する(連邦統計局と同様、個人とではなく所属機関と契約を結ぶ)。 また、国外からの利用希望の場合、国内以上に罰則について厳しく契約書に記載する。一般的に、利用希望者は罰則についての強い記述に難色を示すが、交渉によって最終的には必ず記載を行うことになる。

3. 国外施設における利用

現在. アメリカのミシガン大学 (アナーバ

一)において雇用庁のデータが利用可能となっている。ミシガン大学には雇用庁職員が常駐しており、データ利用の手続きやデータの内容について説明を行っているため、ミシガン大学での利用者数は恒常的に多い。また、すべての文書は英語で提供されており、利用者の満足度は高い。

ミシガン大学で雇用庁のデータを利用する 場合、通常の手続きに加えてミシガン大学と 契約を締結することが必要となる。具体的に は、ミシガン大学の学内倫理委員会の承認を 得るための追加の書面提出が求められる(ア メリカでは個人データ保護に関する規定がドイツ よりも厳しいことが背景にある)。また、アメリ カのセンサスデータは入手することが困難で あり、承認まで年単位の時間がかかる場合も あるが、雇用庁のデータは8~10週間程度で 承認が下りるため、利用者にとって非常に魅 力的となっている。ただし、アメリカと EU とでは基準が異なるため、雇用庁のデータを アメリカで利用する場合、利用する事項につ いて事前に厳格に指定する必要がある(指定 した事項のデータのみが提供される)。

また、アメリカからのアクセスポイントを 増やすため、雇用庁はコーネル大学やカリフ ォルニア大学バークレー校とオンサイト施設 の提携交渉を行っている。アメリカでの提携 大学が増えた場合の問題は、ミシガン大学に 常駐している職員が他の大学を含めてアメリ カ全体を担当しなければならないことである (職員数に限りがあるため、アメリカ常駐者の増員 は困難とのこと)。このため、交渉はなかなか 進展しないのが現状である。

4. 利用条件等

現在,ニュルンベルクのオンサイト施設には4台の端末がある。シンクライアントシステムであるため,サーバへの接続は可能であ

るが、データ自体は持ち出せない。また、カメラや USB などの持ち込みはできないが、キーボードやマウスの持ち込みは可能となっている。さらに、利用者が施設外で行った研究結果等の持ち込みが認められている(参照情報として雇用庁のシステムに登録されることになる)。

5. 利用可能なソフトウェア

現在、99%以上の利用者はSTATAを利用しており、オンサイト施設ではSTATAのみが利用可能となっている。SPSSやSASは利用者数に比してライセンス料が高額であるため、施設での利用は認めていない。また、無料ソフトウェアであるRの利用者もいるが、雇用庁のオンサイト施設ではRの機能のうちSTATAでも利用可能な機能のみに限定している(背景には、雇用庁職員はSTATAについて熟知しているもののRの知識が不十分なため、結果チェックの際に苦労するということがある)。

新たなコマンドを STATA に追加することは認められている。分析終了後にコードを再度実行させ、コマンドの再確認を行い、秘匿性の確認を行った後、分析結果のみがメールで利用者に送付される。また、グラフ上には観測数が記載されておらず、チェックに時間がかかるため、グラフの出力は認めていな・8い。統計表の出力に当たっては、セルの数値が 20 未満の場合にすべて秘匿する。

4 研究室からのリモート・アクセス

素オランダ中央統計局(CBS)

オランダ中央統計局は,2006年以降,研究室からのリモート・アクセスによるミクロデータ利用のサービスを提供している。リモ

ート・アクセス用のPCについてはインターネット接続が可能であり、USBポートがないものを利用者が用意する。利用前には、CBS職員が研究室等の利用場所を訪問し、セキュリティチェック(鍵がかかる部屋であるか等)と指紋読取機のインストールを行う。

利用条件は、①利用者がオランダ統計法に規定されている大学、学術研究機関、府省、EU 統計局、EU 加盟国の統計機関等に所属していること、②プロジェクトが中央統計委員会で認められていること、である。利用者は、利用前に秘匿性守秘の誓約が必要となる。また、データ分析後に分析結果をPC から持ち出す際には、CBS 職員によるチェックが行われる。

2013 年 10 月時点において、利用可能なデータセット数は 2,000 以上、登録研究者数は 500 人以上、リモート・アクセスに利用されている PC の数は 85、進行中のプロジェクト数は 280 以上となっている。

🟂 フランス国立統計経済研究所(INSEE)

フランスでは、2008年に法改正が行われ、研究者への世帯データ提供の道が開かれた (事業所・企業のデータは1984年から利用可能となっている)。Genes (Groupe des écoles nationales d'économie et statistique) は、世帯データへのアクセス手段としてCASD (Le centre d'accès sécurisé distant aux données) を開設し、2010年から世帯データの試験的提供を開始した。2012年10月には、事業所・企業のデータについても利用可能となった。

利用者には SD-Box と呼ばれるデバイスが 貸与される。これにより、利用者は遠隔地か らミクロデータへのリモート・アクセスが可 能となる。指紋認証方式を採用しているため、 利用できるのは認証を受けた利用者のみとな る。SD-Box で は、SAS、STATA、R、 Gauss など様々なソフトウェアが利用可能と なっている。

利用者がデータのコピーや印刷等を行うことはできず、分析結果を持ち出したい場合には持ち出しの要求を行い、CASD職員によるチェックの後に持ち出し可能となる。持ち出しの際のチェックポイントは、事業所・企業データの集計表の場合、セルに1や2が出現した場合に秘匿すること、世帯データの場合、個人の特定に結びつかないこと、等である。

🕳 📗 おわりに

――日本における導入可能性

本稿執筆時点では、内閣府の統計委員会において、2014年度からの5ヵ年計画である新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」の案について議論が行われている。このなかで、調査票情報の提供についてはリモート方式の実用化に向けた検討を行う方向で議論が進んでおり、2013年度末までに次期計画が策定されれば、日本においてもリモート方式導入に向けた本格的な検討が開始されることになる。

私見であるが、本稿で紹介したリモート・アクセスの方式は、シンクライアントシステムの活用によりデータ自体はサーバに置かれたままであること、日本においてもすでにテレワーク等に利用されていることなどから、セキュリティ面において信頼できる方式であり、調査票情報にアクセス可能とすることにより有用性も確保できることから、公的統計データの二次的利用において早期に導入されることが望ましい方式であると考える。利用者個々人の倫理に依存しないかたちでセキュリティを確保しつつ、有用性も高い利用形態

が早期に実現されるよう、微力ながら貢献し ていきたいと考えている。

- ・1 すべてのデータではなく,「研究に必要な調査 事項」として承認された事項のみが提供される。
- ・2 利用者端末には必要最小限の処理機能のみをも たせ、ほとんどの処理をサーバ側で集中管理するシ ステム。
- ・3 後述する「実質的匿名データ」とは異なり、名 前や住所などの直接識別子を削除しただけの、完全 な分析が可能なデータ。
- ・4 統計表の秘匿性を守るために開発されたソフト ウェア。
- ・5 調査実施者が指定する、セキュリティが確保さ れた調査票情報利用のための施設。主に公的統計機 関内に設置されるが、大学等に置かれる場合もある。
- ·6 たとえば、統計表の場合、通常セルに1か2が 出現した場合に秘匿措置を施すが、ハンブルク州で は5未満の数値は提供しないこととしている。
- ・7 連邦雇用庁保有のデータには事業所および個人 の固有番号が付与されているため、結合が可能であ る(連邦雇用庁が統計調査を実施する際にも固有番 号を付与している)。
- ・8 たとえば、ヒストグラムと同様の結果を持ち出 したい場合には、統計表のかたちでの出力を依頼す
- ・9 当初は INSEE の下部機関であったが、現在は 独立した機関となっている。

